

令和2年度私立大学等改革総合支援事業の選定状況

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
1	北海道科学大学	○				
2	函館大学	○			○	
3	函館短期大学	○			○	
4	北海道医療大学			○		
5	札幌国際大学			○		
6	稚内北星学園大学	○		○		
7	函館大谷短期大学				○	
8	青森大学				○	
9	八戸工業大学		○			
10	青森中央学院大学	○			○	
11	青森中央短期大学	○			○	
12	岩手医科大学	○				
13	東北福祉大学			○		
14	東北学院大学	○		○		
15	東北工業大学			○		
16	仙台大学	○				
17	尚絅学院大学	○				
18	東北公益文科大学	○	○	○		
19	郡山女子大学	○		○		
20	郡山女子大学短期大学部	○		○		
21	東日本国際大学	○				
22	福島学院大学				○	
23	福島学院大学短期大学部				○	
24	桜の聖母短期大学				○	
25	作新学院大学				○	
26	国際医療福祉大学		○	○		○
27	文星芸術大学				○	
28	宇都宮共和大学				○	
29	共愛学園前橋国際大学				○	
30	群馬医療福祉大学	○		○		
31	群馬パース大学	○				
32	育英短期大学	○				
33	明和学園短期大学	○				
34	明海大学				○	
35	埼玉医科大学	○				○
36	埼玉医科大学短期大学	○				
37	獨協医科大学	○				
38	駿河台大学	○			○	
39	西武文理大学				○	
40	ものづくり大学	○				○
41	日本医療科学大学				○	
42	青森明の星短期大学				○	
43	山村学園短期大学				○	
44	千葉商科大学	○			○	
45	敬愛大学				○	
46	千葉敬愛短期大学				○	
47	千葉工業大学	○	○			○
48	和洋女子大学				○	
49	千葉経済大学				○	
50	千葉経済大学短期大学部				○	
51	植草学園大学				○	

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
52	昭和学院短期大学	○			○	
53	千葉明德短期大学				○	
54	青山学院大学		○			
55	大妻女子大学	○			○	
56	大妻女子大学短期大学部				○	
57	女子栄養大学				○	
58	北里大学					○
59	共立女子大学	○			○	
60	共立女子短期大学	○			○	
61	杏林大学			○		
62	慶應義塾大学		○	○		○
63	東京都市大学	○	○		○	○
64	工学院大学		○	○		
65	国土舘大学				○	
66	駒澤大学				○	
67	東京慈恵会医科大学		○			○
68	芝浦工業大学	○	○	○		○
69	順天堂大学		○			○
70	昭和大学	○	○			○
71	昭和女子大学		○		○	
72	上智大学		○			○
73	成城大学				○	
74	清泉女子大学	○				
75	聖路加国際大学	○	○			
76	淑徳大学	○			○	
77	大東文化大学				○	
78	中央大学					○
79	津田塾大学		○			
80	帝京大学				○	○
81	東海大学		○	○		○
82	東京家政学院大学				○	
83	東京歯科大学	○	○			
84	東京女子医科大学		○			○
85	東京電機大学	○	○		○	○
86	東京理科大学		○			○
87	東京薬科大学		○			
88	東邦大学			○		○
89	二松学舎大学				○	
90	日本大学					○
91	日本獣医生命科学大学	○	○			○
92	日本医科大学	○				○
93	日本女子大学			○		
94	武蔵大学		○			
95	法政大学	○	○		○	
96	武蔵野大学	○	○	○		
97	明治大学		○	○		○
98	立教大学		○	○		
99	立正大学				○	
100	早稲田大学		○	○		○
101	東京家政大学				○	
102	自治医科大学					○
103	日本赤十字広島看護大学	○				
104	日本赤十字九州国際看護大学	○				
105	日本赤十字豊田看護大学				○	

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
106	神田外語大学				○	
107	多摩大学	○		○		
108	文京学院大学				○	
109	城西大学				○	
110	十文字学園女子大学				○	
111	人間総合科学大学			○		
112	帝京平成大学	○			○	
113	フェリシアこども短期大学	○				
114	埼玉女子短期大学	○				
115	武蔵丘短期大学				○	
116	麻布大学		○			○
117	神奈川大学					○
118	関東学院大学			○		○
119	神奈川工科大学	○		○		
120	昭和音楽大学	○				
121	昭和音楽大学短期大学部	○				
122	星槎大学			○		
123	新潟工科大学					○
124	金沢星槎大学				○	
125	金沢工業大学	○	○		○	○
126	金沢医科大学		○		○	○
127	北陸大学				○	
128	金沢学院大学	○			○	
129	金沢学院短期大学	○			○	
130	金城大学	○			○	
131	金城大学短期大学部				○	
132	北陸学院大学				○	
133	北陸学院大学短期大学部				○	
134	福井工業大学				○	
135	仁愛大学	○			○	
136	仁愛女子短期大学	○			○	
137	山梨学院大学	○				
138	山梨学院短期大学	○				
139	身延山大学	○				
140	松本大学	○		○		
141	飯田女子短期大学			○		
142	朝日大学	○		○		
143	岐阜女子大学	○	○			
144	中部学院大学	○		○		
145	中部学院大学短期大学部	○		○		
146	滋賀文教短期大学				○	
147	静岡理工科大学				○	
148	静岡産業大学				○	
149	静岡福祉大学				○	
150	浜松学院大学				○	
151	浜松学院大学短期大学部				○	
152	愛知学院大学			○		
153	中京大学		○		○	
154	同朋大学	○				
155	名古屋造形大学	○				
156	名古屋学院大学			○		
157	愛知工業大学	○			○	
158	藤田医科大学	○	○	○		○
159	日本福祉大学			○		

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
160	中部大学					○
161	名城大学		○			○
162	愛知医科大学	○				
163	豊田工業大学		○			○
164	名古屋外国語大学	○				
165	名古屋学芸大学	○				
166	愛知みずほ短期大学	○				
167	愛知工科大学	○				
168	名古屋文化短期大学	○				
169	鈴鹿医療科学大学	○				
170	聖泉大学				○	
171	長浜バイオ大学	○			○	
172	びわこ学院大学	○				
173	びわこ学院大学短期大学部	○				
174	滋賀短期大学	○		○		
175	京都先端科学大学				○	
176	京都産業大学				○	
177	京都女子大学			○		
178	京都橘大学				○	
179	京都光華女子大学	○				
180	京都光華女子大学短期大学部	○				
181	大谷大学				○	
182	同志社大学		○		○	○
183	京都ノートルダム女子大学	○			○	
184	立命館大学		○		○	○
185	立命館アジア太平洋大学			○		
186	龍谷大学				○	
187	京都精華大学				○	
188	佛教大学				○	
189	大阪医科大学			○		○
190	大阪薬科大学				○	
191	大阪経済大学				○	
192	大阪工業大学					○
193	大阪歯科大学	○				
194	大阪電気通信大学		○		○	
195	大手前大学	○				
196	関西大学		○		○	○
197	関西医科大学	○				○
198	近畿大学				○	○
199	四天王寺大学				○	
200	大阪樟蔭女子大学	○			○	
201	相愛大学				○	
202	関西福祉科学大学	○				
203	羽衣国際大学	○				
204	びわこ成蹊スポーツ大学	○				
205	大阪総合保育大学	○				
206	大阪城南女子短期大学	○				
207	大阪信愛学院短期大学	○				
208	関西学院大学		○		○	○
209	甲南大学	○				○
210	神戸学院大学				○	
211	神戸松蔭女子学院大学				○	
212	武庫川女子大学			○		
213	兵庫医科大学					○

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
214	兵庫医療大学			○		
215	兵庫大学			○		
216	関西国際大学	○			○	
217	環太平洋大学	○				
218	東京経営短期大学				○	
219	神戸常盤大学			○		
220	神戸常盤大学短期大学部	○		○		
221	鳥取看護大学	○			○	
222	鳥取短期大学	○			○	
223	岡山理科大学		○			○
224	川崎医療福祉大学	○				
225	川崎医療短期大学	○				
226	岡山商科大学	○				
227	美作大学			○		
228	九州保健福祉大学	○				
229	山陽学園大学	○				
230	山陽学園短期大学	○				
231	広島工業大学	○				
232	広島文化学園大学	○		○		
233	広島文化学園短期大学	○				
234	梅光学院大学	○				
235	東亜大学			○		
236	四国大学	○	○		○	
237	四国大学短期大学部	○			○	
238	徳島文理大学		○		○	
239	四国学院大学				○	
240	高松大学				○	
241	高松短期大学				○	
242	香川短期大学				○	
243	松山東雲短期大学			○		
244	今治明德短期大学			○		
245	西日本工業大学	○		○		
246	久留米大学			○		○
247	西南学院大学				○	
248	中村学園大学				○	
249	九州産業大学			○		
250	福岡大学				○	○
251	福岡工業大学	○	○		○	○
252	福岡工業大学短期大学部	○				
253	九州共立大学	○				
254	九州国際大学			○		
255	福岡歯科大学	○			○	
256	福岡女学院大学			○		
257	精華女子短期大学				○	
258	香蘭女子短期大学				○	
259	西九州大学	○			○	
260	西九州大学短期大学部	○			○	
261	佐賀女子短期大学				○	
262	九州龍谷短期大学				○	
263	長崎総合科学大学				○	○
264	活水女子大学				○	
265	長崎国際大学	○	○		○	○
266	長崎短期大学	○	○		○	
267	長崎外国語大学	○	○		○	

	学校名	タイプ1 (特色ある教育の展開)	タイプ2 (特色ある高度な研究の展開)	タイプ3 (地域社会への貢献)		タイプ4 (社会実装の推進)
				地域連携型	プラットフォーム型	
268	長崎ウエスレヤン大学	○			○	
269	長崎女子短期大学				○	
270	崇城大学		○		○	○
271	熊本学園大学				○	
272	尚綱大学	○				
273	熊本保健科学大学	○				
274	日本文理大学	○			○	
275	別府大学	○		○		
276	別府大学短期大学部	○				
277	別府溝部学園短期大学	○			○	
278	宮崎国際大学	○				
279	宮崎学園短期大学	○				
280	志學館大学	○				
281	沖縄女子短期大学		○			

私立大学等改革総合支援事業 選定状況（総表）

	大学			短大			高専		申請校数計	選定校数計	選定率	得点（点）	
	申請校数（校）	選定校数（校）	選定率	申請校数（校）	選定校数（校）	選定率	申請校数（校）	選定校数（校）				満点	選定点
タイプ1 【特色ある教育の展開】	392	96	24%	163	34	21%	1	0	556	130	23%	99	68
	(397)	(131)	(34%)	(184)	(47)	(26%)	(2)	(0)	(583)	(178)	(31%)	(89)	(48)
タイプ2 【特色ある高度な研究の展開】	78	49	63%	9	2	22%	0	0	87	51	59%	54	22
	(67)	(39)	(58%)	(7)	(1)	(14%)	(0)	(0)	(74)	(40)	(54%)	(58)	(22)
タイプ3 【地域社会への貢献】 地域連携型	151	49	32%	40	7	18%	0	0	191	56	29%	53	33
	(180)	(47)	(26%)	(54)	(8)	(15%)	(0)	(0)	(234)	(55)	(24%)	(54)	(30)
タイプ3 【地域社会への貢献】 プラットフォーム型	142	98	69%	51	33	65%	0	0	193	131	68%	共通78 個別50	共通54 個別19
	(144)	(102)	(71%)	(50)	(29)	(58%)	(1)	(0)	(195)	(131)	(67%)	共通78 個別50	共通48 個別17
タイプ4 【社会実装の推進】	88	52	59%	8	0	0%	0	0	96	52	54%	60	34
	(89)	(51)	(57%)	(10)	(1)	(10%)	(0)	(0)	(99)	(52)	(53%)	(60)	(26)
延べ数	851	344	40%	271	76	28%	1	0	1,123	420	37%	—	—
	(877)	(370)	(42%)	(305)	(86)	(28%)	(3)	(0)	1,185	(456)	(38%)	—	—
実数計	441	221	50%	182	60	33%	1	0	624	281	45%	—	—
	(447)	(242)	(54%)	(203)	(68)	(33%)	(2)	(0)	(652)	(310)	(48%)	—	—

注：（ ）内は昨年度〔令和元年度〕

タイプ3プラットフォーム型 選定状況

	申請数			選定数		
	都市型	地方型	合計	都市型	地方型	合計
プラットフォーム数	10	18	28 (31)	9	16	25 (23)
学校数	106	87	193 (195)	64	67	131 (131)

注：（ ）内は昨年度〔令和元年度〕

【参考】プラットフォーム形成数と申請数・選定数

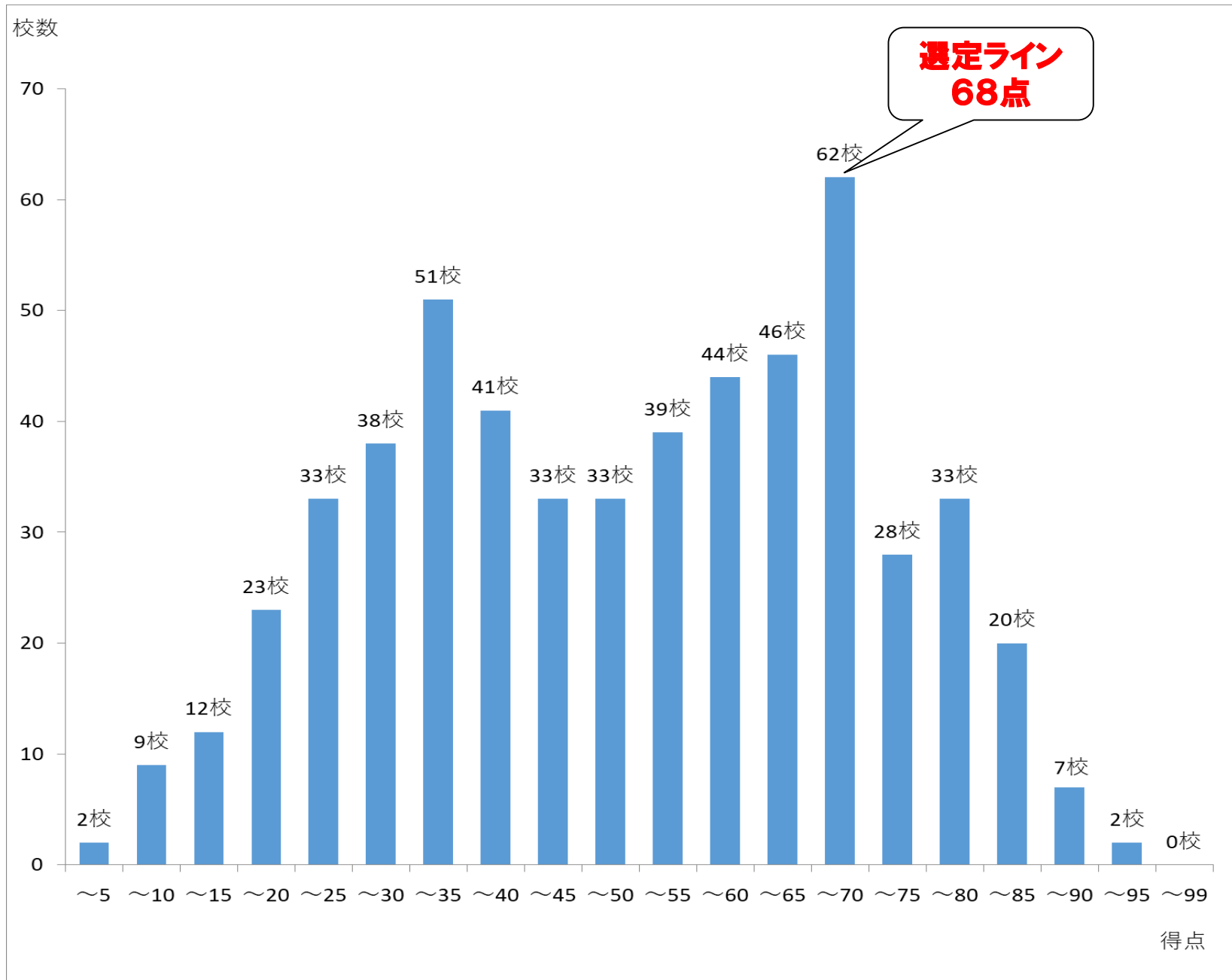
	大学			短大			高専			総計		
	形成数 (校)	申請数 (校)	選定数 (校)	形成数 (校)	申請数 (校)	選定数 (校)	形成数 (校)	申請数 (校)	選定数 (校)	形成数 (校)	申請数 (校)	選定数 (校)
私立	209	142	98	71	51	33	1	0	0	281	193	131
国公立	58	—	—	3	—	—	10	—	—	71	—	—
計	267	142	98	74	51	33	11	0	0	352	193	131

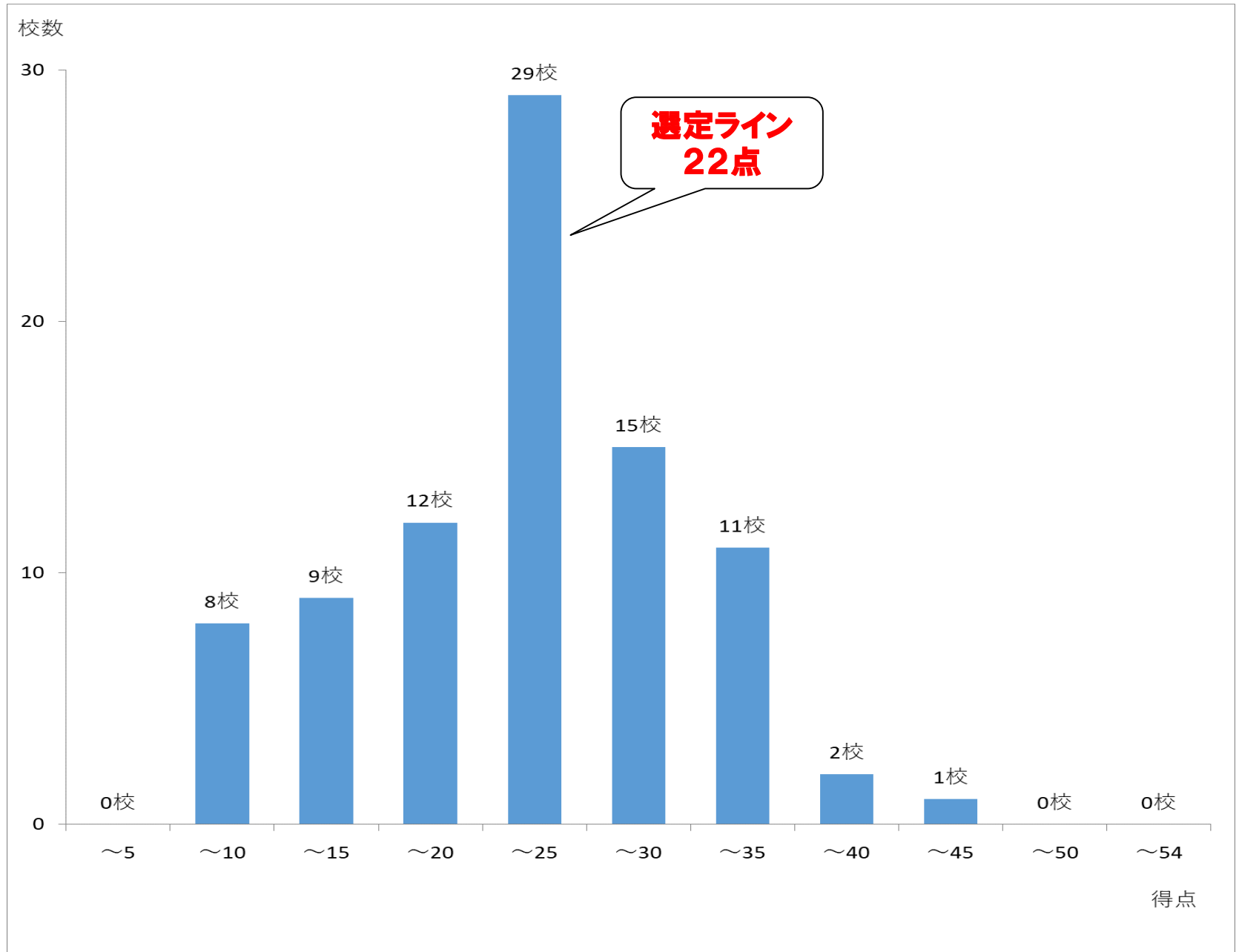
私立大学等改革総合支援事業（タイプ3プラットフォーム型）

選定プラットフォーム一覧

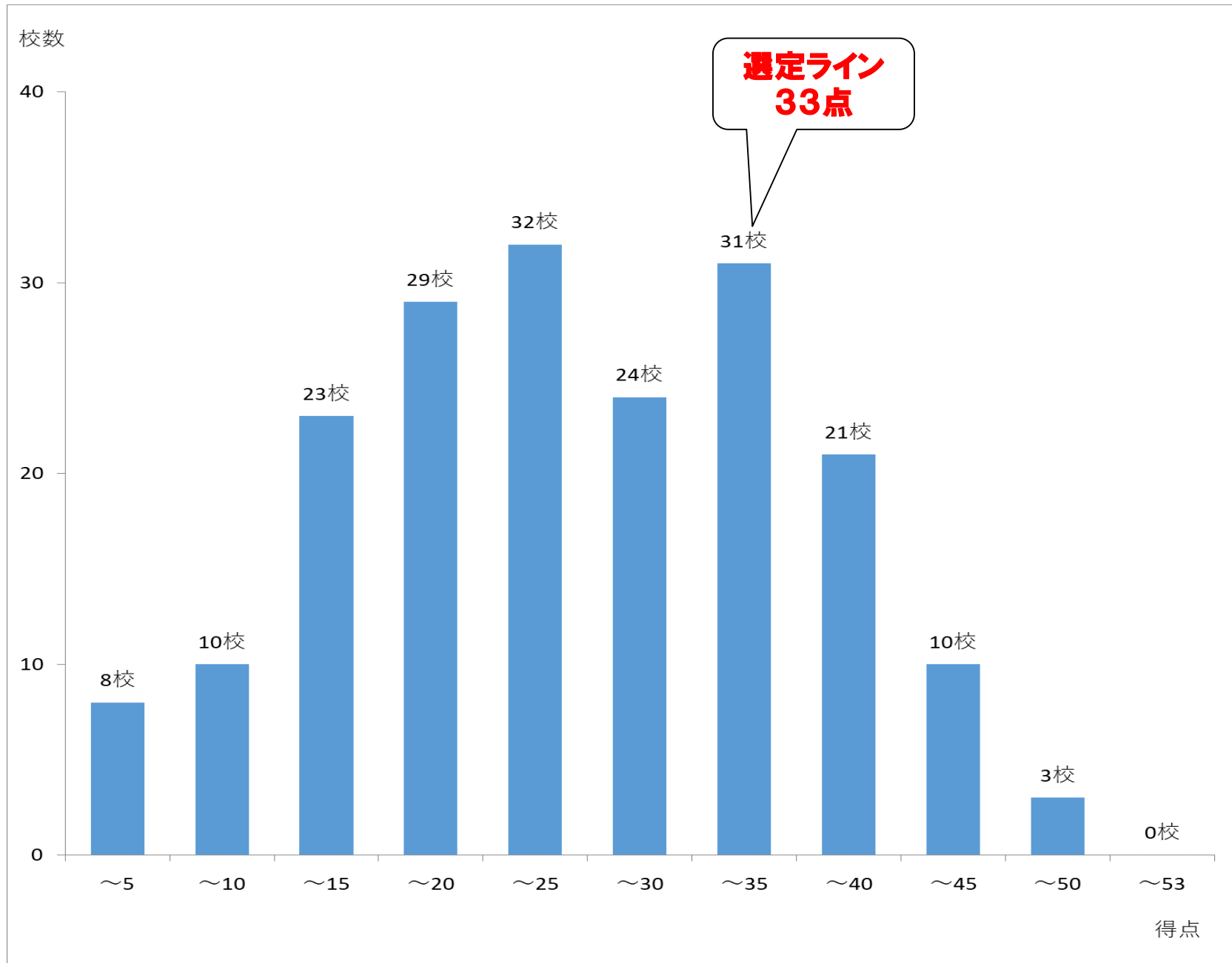
プラットフォーム名	都市型・地方型	特定の地域
キャンパス・コンソーシアム函館	地方型	函館市（北海道）
青森市産官学連携プラットフォーム	地方型	青森市（青森県）
福島市産官学連携プラットフォーム	地方型	福島市（福島県）
宇都宮市創造都市研究センター	地方型	宇都宮市（栃木県）
めぶく。プラットフォーム前橋	地方型	前橋市（群馬県）
埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）	都市型	入間市・小川町・越生町・川越市・川島町・熊谷市・坂戸市・狭山市・鶴ヶ島市・ときがわ町・所沢市・滑川町・新座市・鳩山町・飯能市・東松山市・日高市・ふじみ野市・宮代町・毛呂山町・吉見町・寄居町・嵐山町（埼玉県）
大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム	都市型	市川市（千葉県）
ちば産学官連携プラットフォーム	都市型	千葉市（千葉県）
世田谷プラットフォーム	都市型	世田谷区（東京都）
千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム	都市型	千代田区（東京都）
金沢市近郊 私立大学等の特色化推進プラットフォーム	地方型	金沢市・白山市・野々市市・内灘町（石川県）
福井県産学官連携プラットフォーム	地方型	福井県
プラットフォーム いしのくに地域・大学コンソーシアム	地方型	静岡県
豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム	都市型	豊田市（愛知県）
びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム	地方型	彦根市・長浜市・米原市（滋賀県）
大学コンソーシアム京都	都市型	京都府
大阪府内地域連携プラットフォーム	都市型	大阪府
ひょうご産官学連携協議会	都市型	兵庫県
とっとりプラットフォーム5+α	地方型	鳥取県
とくしま産学官連携プラットフォーム	地方型	徳島県
大学コンソーシアム香川	地方型	香川県
福岡未来創造プラットフォーム	地方型	福岡市（福岡県）
九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム	地方型	長崎県・佐賀県
大学コンソーシアム熊本	地方型	熊本県
大学等による「おおいた創生」推進協議会	地方型	大分県

タイプ1（特色ある教育の展開） 得点分布

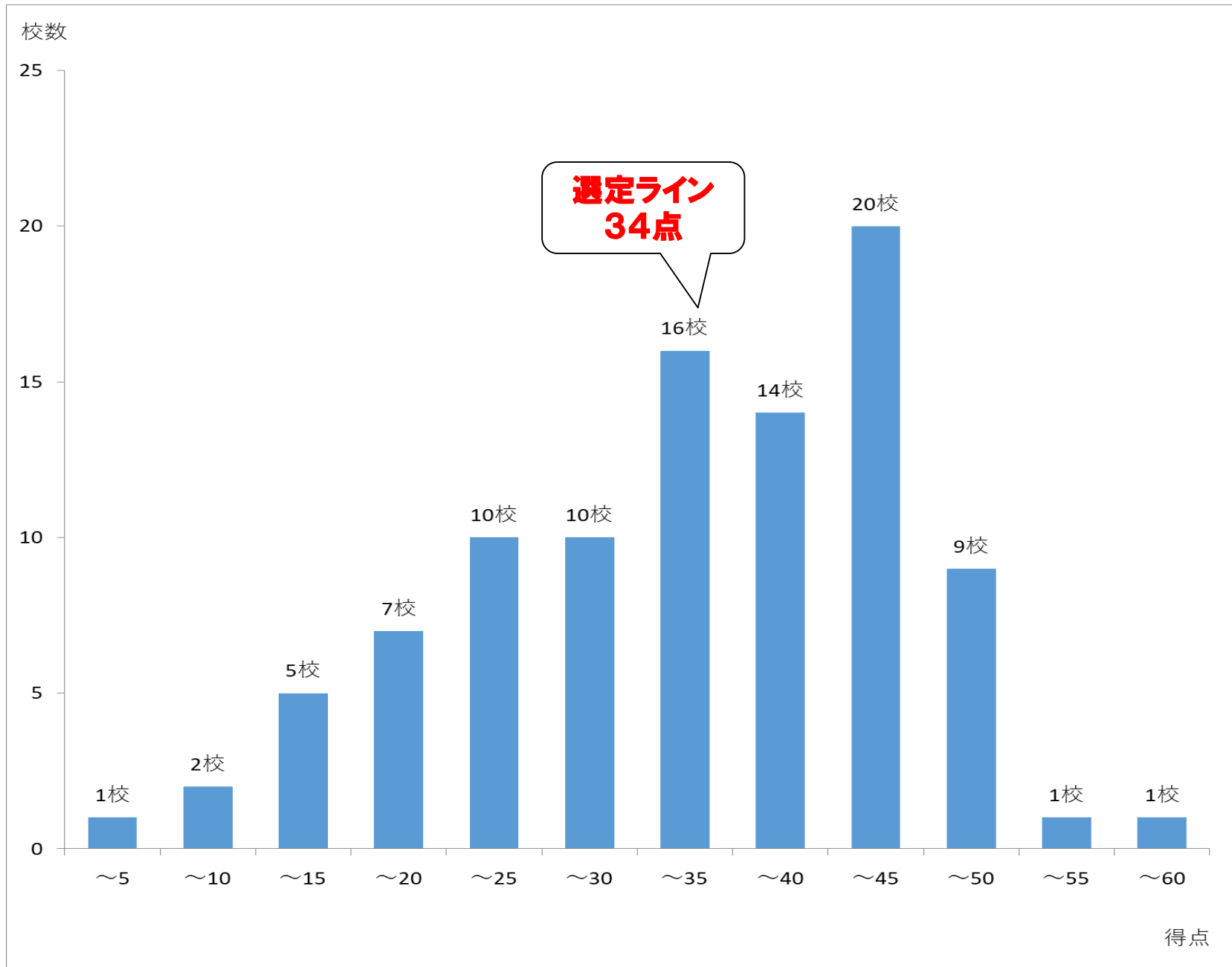




タイプ3（地域社会への貢献）地域連携型 得点分布



タイプ4（社会実装の推進） 得点分布



タイプ3(プラットフォーム型)プラットフォーム形成大学等一覧表

プラットフォーム名称	設置区分	学校名
キャンパス・コンソーシアム函館	私立	函館大学
	私立	函館短期大学
	私立	函館大谷短期大学
	国立	北海道大学
	国立	北海道教育大学
	公立	はこだて未来大学
	国立	函館工業高等専門学校
青森市産官学連携プラットフォーム	私立	青森明の星短期大学
	私立	青森大学
	私立	青森中央学院大学
	私立	青森中央短期大学
	公立	青森公立大学
	公立	青森県立保健大学
福島市産官学連携プラットフォーム	私立	桜の聖母短期大学
	私立	福島学院大学
	私立	福島学院大学短期大学部
	国立	福島大学
	公立	福島県立医科大学
宇都宮市創造都市研究センター	私立	宇都宮共和大学
	私立	作新学院大学
	私立	帝京大学
	私立	文星芸術大学
	国立	宇都宮大学
めぶく。プラットフォーム前橋	私立	共愛学園前橋国際大学
	私立	群馬医療福祉大学
	私立	群馬医療福祉大学短期大学部
	私立	明和学園短期大学
	国立	群馬大学
	公立	群馬県立県民健康科学大学
	公立	前橋工科大学
埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)	私立	十文字学園女子大学
	私立	城西大学
	私立	城西短期大学
	私立	女子栄養大学
	私立	駿河台大学
	私立	西武文理大学
	私立	大東文化大学
	私立	東京家政大学
	私立	東京電機大学
	私立	東邦音楽大学
	私立	日本医療科学大学
	私立	日本工業大学
	私立	文京学院大学
	私立	武蔵丘短期大学
	私立	明海大学
	私立	山村学園短期大学
	私立	立正大学
大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム	私立	千葉商科大学
	私立	和洋女子大学
	私立	昭和学院短期大学
	私立	東京経営短期大学
	国立	東京医科歯科大学
ちば産学官連携プラットフォーム	私立	植草学園大学
	私立	植草学園短期大学
	私立	神田外語大学
	私立	敬愛大学
	私立	淑徳大学
	私立	千葉経済大学
	私立	千葉経済大学短期大学部
	私立	千葉明德短期大学
	私立	帝京平成大学
	私立	東都大学
	私立	放送大学

プラットフォーム名称	設置区分	学校名	
世田谷プラットフォーム	私立	千葉敬愛短期大学	
	私立	国土館大学	
	私立	駒澤大学	
	私立	昭和女子大学	
	私立	成城大学	
	私立	東京都市大学	
	私立	東京農業大学	
千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアム	私立	法政大学	
	私立	大妻女子大学	
	私立	大妻女子大学短期大学部	
	私立	共立女子大学	
	私立	共立女子短期大学	
	私立	東京家政学院大学	
金沢市近郊 私立大学等の特色化推進プラットフォーム	私立	金沢学院大学	
	私立	金沢学院短期大学	
	私立	金沢星稜大学	
	私立	金沢星稜大学女子短期大学部	
	私立	北陸学院大学	
	私立	北陸学院大学短期大学部	
	私立	北陸大学	
	私立	国際高等専門学校	
	私立	金城大学	
	私立	金城大学短期大学部	
	私立	金沢工業大学	
	私立	金沢医科大学	
	福井県産学官連携プラットフォーム	私立	福井工業大学
私立		仁愛大学	
私立		仁愛女子短期大学	
私立		福井医療大学	
国立		福井大学	
公立		福井県立大学	
公立		敦賀市立看護大学	
国立		福井工業高等専門学校	
プラットフォーム ふじのくに地域・大学コンソーシアム	私立	静岡英和学院大学	
	私立	静岡英和学院大学短期大学部	
	私立	静岡産業大学	
	私立	静岡福祉大学	
	私立	静岡理工科大学	
	私立	順天堂大学	
	私立	聖隷クリストファー大学	
	私立	東海大学	
	私立	東海大学短期大学部	
	私立	常葉大学	
	私立	常葉大学短期大学部	
	私立	日本大学	
	私立	日本大学短期大学部	
	私立	浜松学院大学	
	私立	浜松学院大学短期大学部	
	私立	光産業創成大学院大学	
	私立	放送大学	
	国立	静岡大学	
	国立	総合研究大学院大学	
	国立	沼津工業高等専門学校	
	国立	浜松医科大学	
	公立	静岡県立大学	
	公立	静岡県立大学短期大学部	
	公立	静岡文化芸術大学	
	公立	静岡県立農林環境専門職大学	
	公立	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	
	豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム	私立	日本赤十字豊田看護大学
		私立	中京大学
		私立	愛知工業大学
		国立	豊田工業高等専門学校
びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム	私立	滋賀文教短期大学	
	私立	聖泉大学	

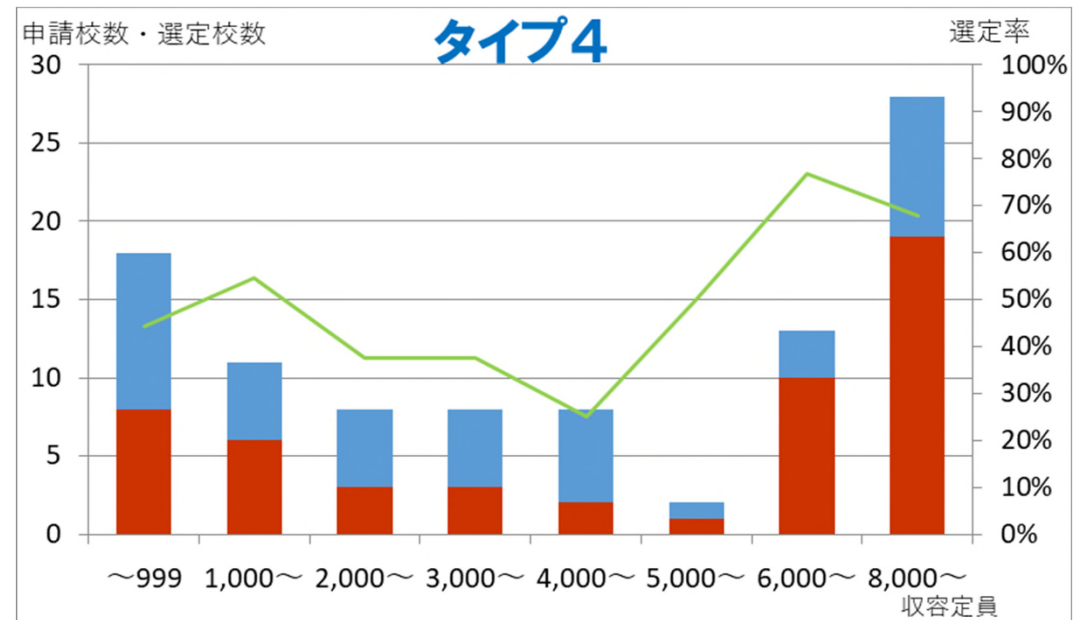
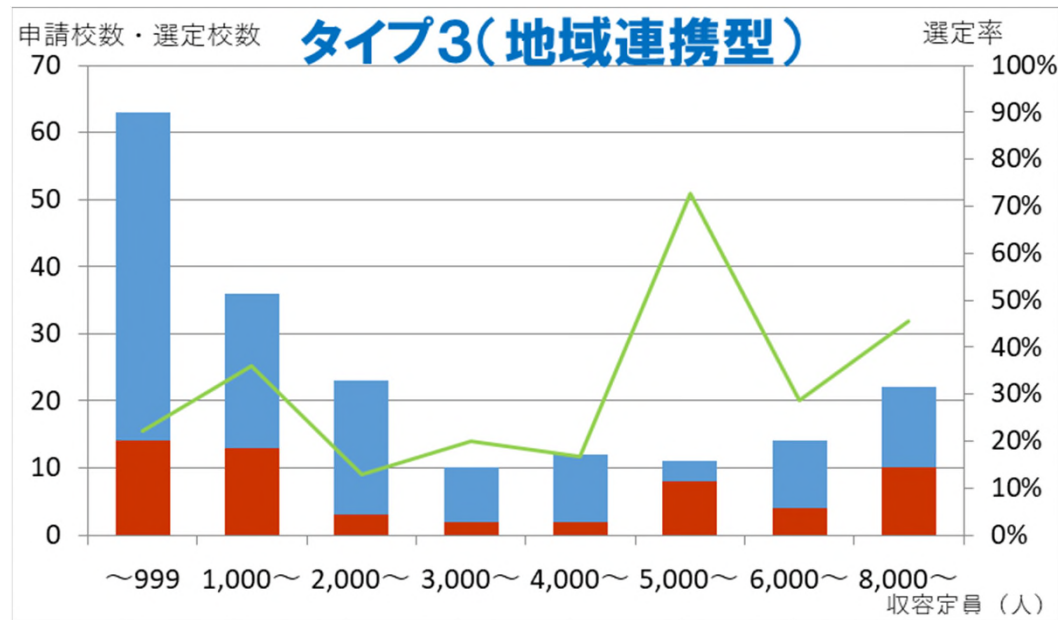
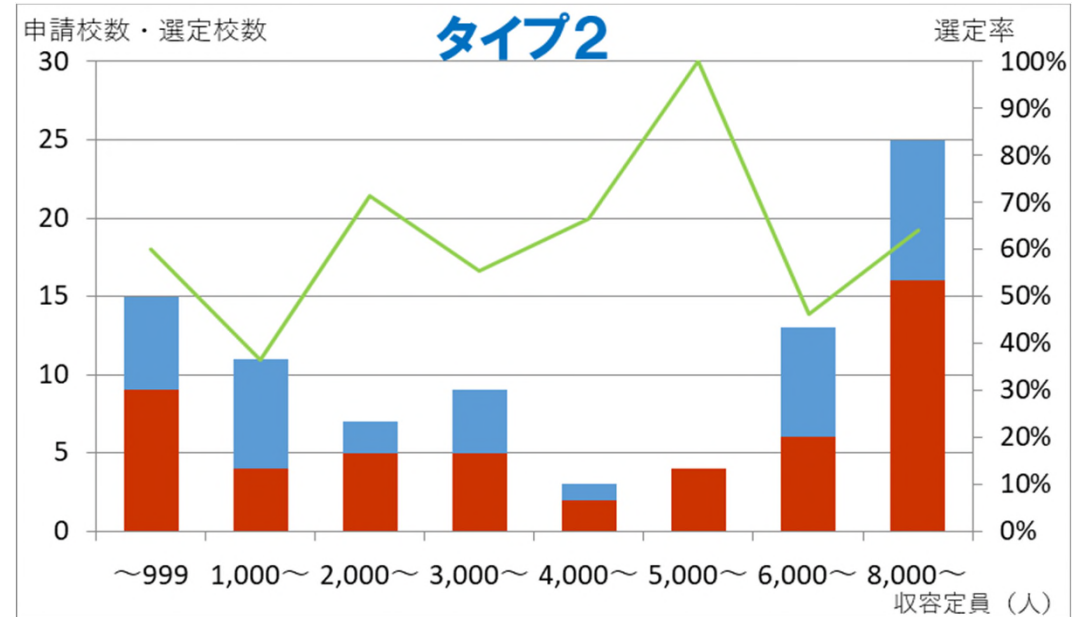
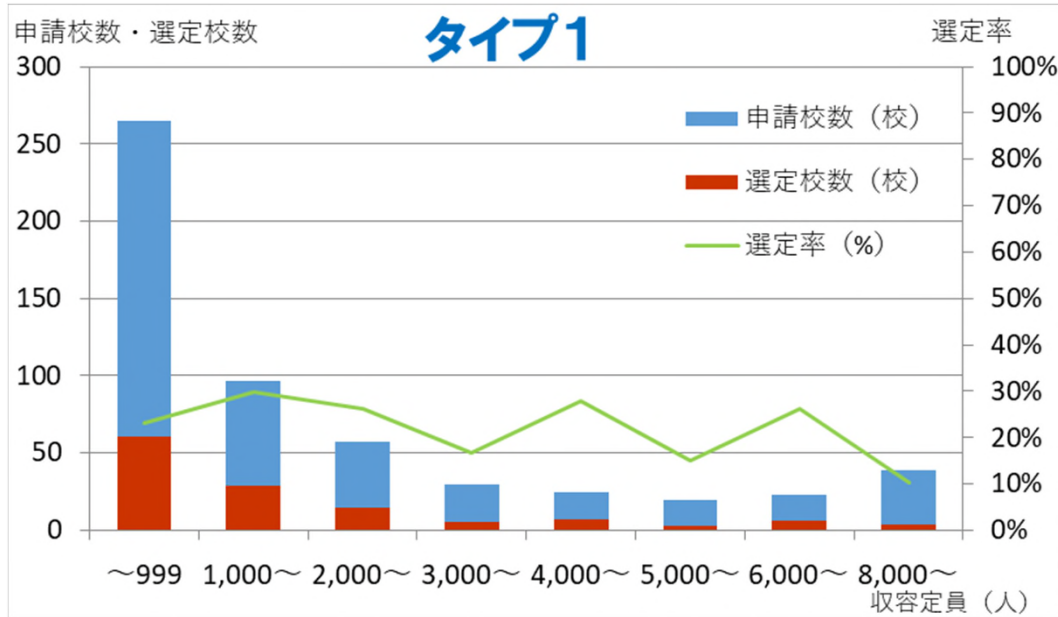
プラットフォーム名称	設置区分	学校名
大学コンソーシアム京都	私立	長浜バイオ大学
	国立	滋賀大学
	公立	滋賀県立大学
	私立	池坊短期大学
	私立	大谷大学
	私立	大谷大学短期大学部
	私立	京都医療科学大学
	私立	京都外国語大学
	私立	京都外国語短期大学
	私立	京都先端科学大学
	私立	京都華頂大学
	私立	華頂短期大学
	私立	京都看護大学
	私立	京都経済短期大学
	私立	京都光華女子大学
	私立	京都光華女子大学短期大学部
	私立	嵯峨美術大学
	私立	嵯峨美術短期大学
	私立	京都産業大学
	私立	京都女子大学
	私立	京都精華大学
	私立	京都西山短期大学
	私立	京都芸術大学
	私立	京都橘大学
	私立	京都ノートルダム女子大学
	私立	京都美術工芸大学
	私立	京都文教大学
	私立	京都文教短期大学
	私立	京都薬科大学
	私立	種智院大学
	私立	成安造形大学
	私立	同志社大学
	私立	同志社女子大学
	私立	花園大学
	私立	佛教大学
	私立	平安女学院大学
	私立	平安女学院大学短期大学部
	私立	明治国際医療大学
	私立	立命館大学
	私立	龍谷大学
	私立	龍谷大学短期大学部
	私立	大阪医科大学
	私立	京都情報大学院大学
	私立	放送大学
	国立	京都大学
	国立	京都教育大学
	国立	京都工芸繊維大学
公立	京都市立芸術大学	
公立	京都府立大学	
公立	京都府立医科大学	
公立	福知山公立大学	
大阪府内地域連携プラットフォーム	私立	藍野大学
	私立	追手門学院大学
	私立	大阪青山大学
	私立	大阪医科大学
	私立	大阪音楽大学
	私立	大阪学院大学
	私立	大阪観光大学
	私立	大阪経済大学
	私立	大阪経済法科大学
	私立	大阪工業大学
	私立	大阪国際大学
	私立	大阪産業大学
	私立	大阪樟蔭女子大学
	私立	大阪商業大学
	私立	大阪女学院大学

プラットフォーム名称	設置区分	学校名
	私立	大阪成蹊大学
	私立	大阪総合保育大学
	私立	大阪体育大学
	私立	大阪電気通信大学
	私立	大阪人間科学大学
	私立	大阪保健医療大学
	私立	大阪薬科大学
	私立	大手前大学
	私立	関西大学
	私立	関西福祉科学大学
	私立	近畿大学
	私立	四條畷学園大学
	私立	四天王寺大学
	私立	摂南大学
	私立	千里金蘭大学
	私立	相愛大学
	私立	梅花女子大学
	私立	阪南大学
	私立	東大阪大学
	私立	森ノ宮医療大学
	国立	大阪大学
	国立	大阪教育大学
	公立	大阪市立大学
	公立	大阪府立大学
ひょうご産官学連携協議会	私立	芦屋大学
	私立	大手前大学
	私立	大手前短期大学
	私立	関西国際大学
	私立	関西福祉大学
	私立	関西学院大学
	私立	聖和短期大学
	私立	甲南大学
	私立	甲南女子大学
	私立	神戸医療福祉大学
	私立	神戸海星女子学院大学
	私立	神戸学院大学
	私立	神戸芸術工科大学
	私立	神戸国際大学
	私立	神戸松蔭女子学院大学
	私立	神戸女学院大学
	私立	神戸女子大学
	私立	神戸女子短期大学
	私立	神戸親和女子大学
	私立	神戸常盤大学
	私立	神戸常盤大学短期大学部
	私立	神戸薬科大学
	私立	園田学園女子大学
	私立	園田学園女子大学短期大学部
	私立	宝塚医療大学
	私立	姫路大学
	私立	姫路獨協大学
	私立	兵庫大学
	私立	兵庫大学短期大学部
	私立	兵庫医療大学
	私立	流通科学大学
	私立	頌栄短期大学
	国立	神戸大学
	公立	神戸市外国語大学
	公立	神戸市看護大学
	国立	兵庫教育大学
	公立	兵庫県立大学
	国立	明石工業高等専門学校
とっとりプラットフォーム5+α	私立	鳥取短期大学
	私立	鳥取看護大学
	国立	鳥取大学
	公立	鳥取環境大学

プラットフォーム名称	設置区分	学校名	
とくしま産学官連携プラットフォーム	国立	米子工業高等専門学校	
	私立	徳島文理大学	
	私立	四国大学	
	私立	徳島文理大学短期大学部	
	私立	四国大学短期大学部	
	私立	徳島工業短期大学	
	国立	徳島大学	
	国立	鳴門教育大学	
	国立	阿南工業高等専門学校	
大学コンソーシアム香川	私立	四国学院大学	
	私立	高松大学	
	私立	徳島文理大学	
	私立	香川短期大学	
	私立	高松短期大学	
	国立	香川大学	
	公立	香川県立保健医療大学	
福岡未来創造プラットフォーム	国立	香川高等専門学校	
	私立	九州産業大学	
	私立	国際医療福祉大学	
	私立	純真学園大学	
	私立	西南学院大学	
	私立	第一薬科大学	
	私立	筑紫女学園大学	
	私立	中村学園大学	
	私立	日本経済大学	
	私立	日本赤十字九州国際看護大学	
	私立	福岡工業大学	
	私立	福岡歯科大学	
	私立	福岡女学院大学	
	私立	福岡大学	
	国立	九州大学	
	公立	福岡女子大学	
	九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム	私立	長崎国際大学
私立		長崎総合科学大学	
私立		長崎純心大学	
私立		活水女子大学	
私立		長崎外国語大学	
私立		長崎ウエスレヤン大学	
私立		長崎短期大学	
私立		長崎女子短期大学	
私立		西九州大学	
私立		西九州大学短期大学部	
私立		佐賀女子短期大学	
私立		九州龍谷短期大学	
私立		精華女子短期大学	
私立		香蘭女子短期大学	
国立		長崎大学	
国立		佐賀大学	
公立		長崎県立大学	
大学コンソーシアム熊本		私立	崇城大学
		私立	熊本学園大学
	私立	尚綱大学	
	私立	尚綱大学短期大学部	
	私立	九州ルーテル学院大学	
	私立	九州看護福祉大学	
	私立	平成音楽大学	
	私立	熊本保健科学大学	
	私立	中九州短期大学	
	私立	東海大学	
	私立	放送大学	
	国立	熊本大学	
	国立	熊本高等専門学校	
大学等による「おおいた創生」推進協議会	公立	熊本県立大学	
	私立	日本文理大学	
	私立	別府大学	
	私立	立命館アジア太平洋大学	

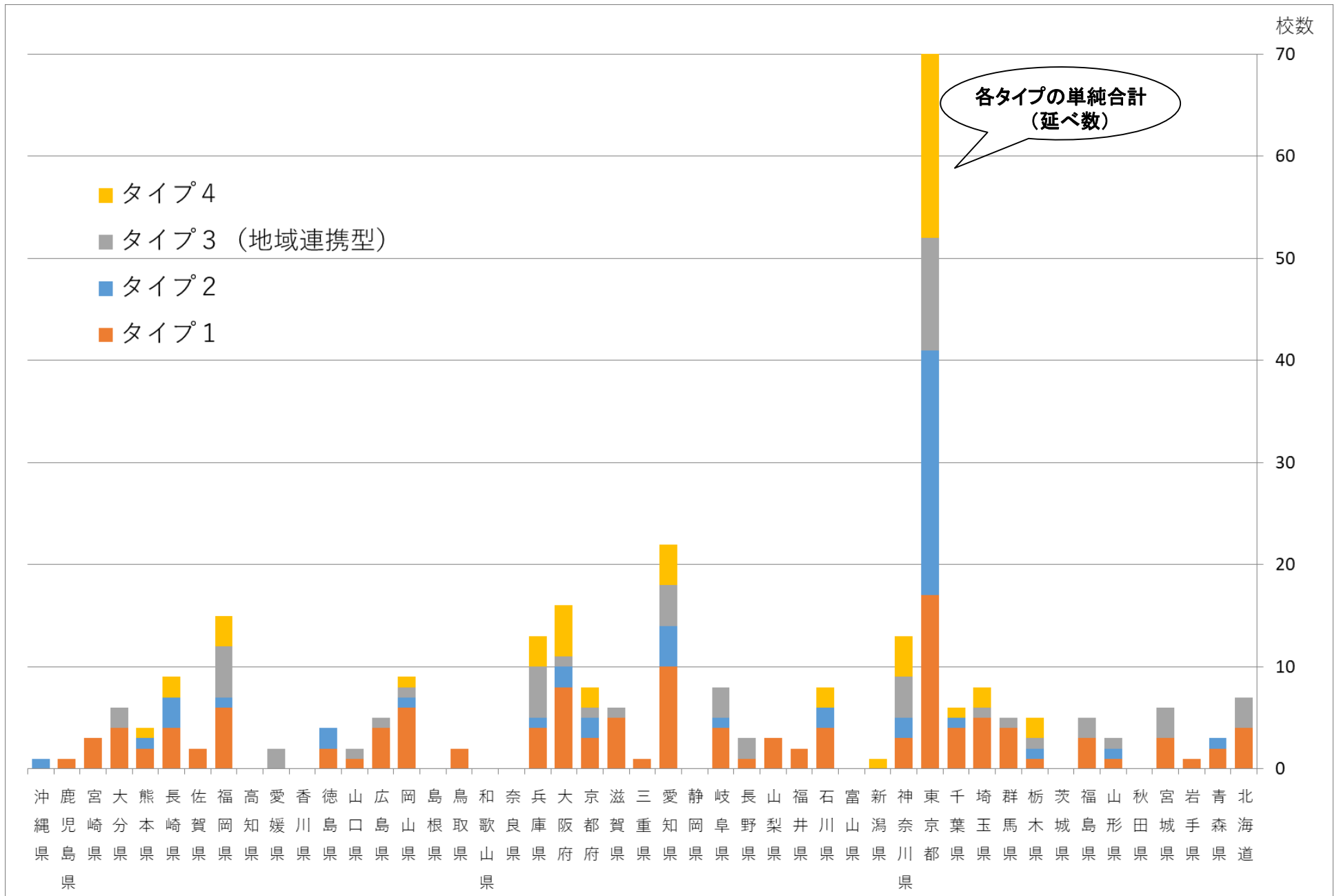
プラットフォーム名称	設置区分	学校名
	私立	別府大学短期大学部
	私立	別府溝部学園短期大学
	私立	東九州短期大学
	私立	大分短期大学
	国立	大分大学
	公立	大分県立看護科学大学
	公立	大分県立芸術文化短期大学
	国立	大分工業高等専門学校

タイプ1～4（タイプ3PF型を除く）収容定員規模別の選定状況

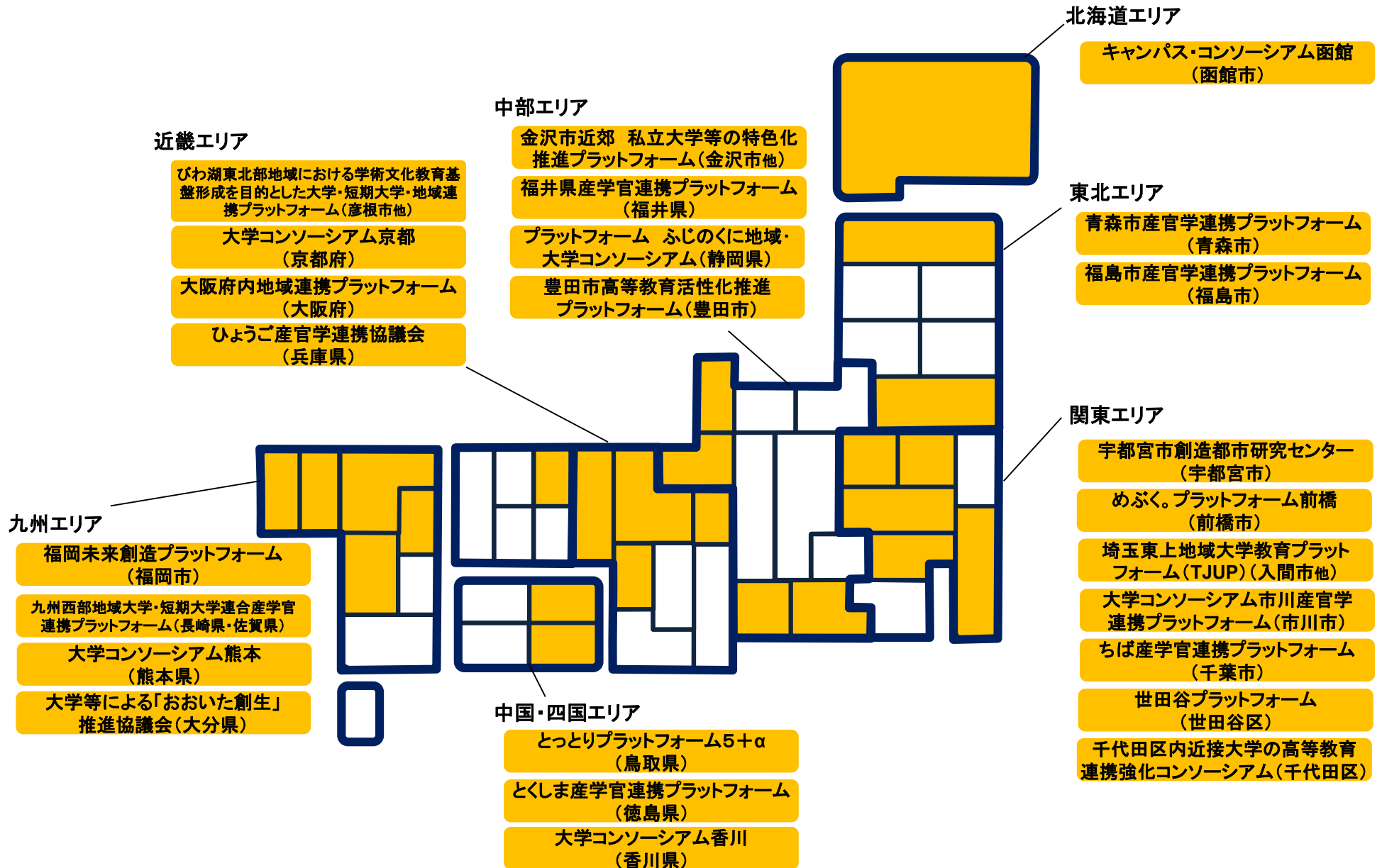


タイプ1～4 (タイプ3PF型を除く)

都道府県別の選定状況



エリア別プラットフォーム選定状況



令和2年度私立大学等改革総合支援事業 設問毎・回答毎の該当件数

※各質問事項の内容・選択肢・配点は、「令和2年度 私立大学等改革総合支援事業調査票」を参照。

タイプ1

	1 (IRを活用した教育課程の検証)				2 (IR機能強化)				3 (卒業時アンケート調査)				4 (アクティブ・ラーニング)				5 (情報リテラシー教育)				6 (ICT活用)				7 (GPAの活用)				8 (成績状況とCAP制の運動)				9 (ティータグ・ポートフォリオ)				10 (教育サポートスタッフの研修)							
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校								
1	366	66%	123	95%	116	21%	56	43%	270	49%	93	72%	397	71%	121	93%	278	50%	87	67%	411	74%	125	96%	103	19%	53	41%	336	60%	107	82%	220	40%	106	82%	340	61%	119	92%				
2	190	34%	7	5%	201	36%	63	48%	87	16%	24	18%	113	20%	9	7%	238	43%	39	30%	94	17%	5	4%	134	24%	50	38%	31	6%	7	5%	4	1%	2	2%	216	39%	11	8%				
3	-	-	-	-	96	17%	9	7%	199	36%	13	10%	34	6%	0	0%	40	7%	4	3%	51	9%	0	0%	161	29%	26	20%	189	34%	16	12%	29	5%	6	5%	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	143	26%	2	2%	-	-	-	-	12	2%	0	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	158	28%	1	1%	-	-	-	-	303	54%	16	12%	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130					
	11 (学修成果等の可視化)				12 (学修成果に関する協議体制)				13 (多面的・総合的な入学者選抜)				14ア (記述式問題の出題)				14イ (記述式総合問題の出題)				15 (総合型・学校推薦型基礎学力把握)				16 (運動した取組)				17 (アドミッション・オフィサー)				18 (数学情報の試験問題を出題)				19 (入学予定へ課題提示)							
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校								
1	166	30%	92	71%	301	54%	121	93%	248	45%	99	76%	262	47%	101	78%	108	19%	53	41%	473	85%	127	98%	118	21%	51	39%	285	51%	97	75%	328	59%	105	81%	405	73%	117	90%				
2	164	29%	26	20%	255	46%	9	7%	37	7%	4	3%	31	6%	6	5%	31	6%	12	9%	21	4%	2	2%	114	21%	38	29%	113	20%	30	23%	50	9%	8	6%	119	21%	11	8%				
3	226	41%	12	9%	-	-	-	-	271	49%	27	21%	263	47%	23	18%	417	75%	65	50%	1	0%	0	0%	18	3%	7	5%	158	28%	3	2%	178	32%	17	13%	32	6%	2	2%				
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	11%	1	1%	22	4%	4	3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	284	51%	30	23%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計	556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130					
	20 (高大連携強化)				21 (IRに係る専門職の配置)				22 (卒業後アンケート調査等)				23 (選抜方法の妥当性の検証)				24 (教理・データリテラシー・AI教育)				25 (データリテラシー教育FD)				26 (情報教育における実践教育)				27 (分野・学部等横断的かつ協働の検討)				28 (分野・学部等横断的かつ協働の実施)				29 (インターンシップ科目)							
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校								
1	124	22%	56	43%	233	42%	94	72%	254	46%	114	88%	343	62%	129	99%	118	21%	49	38%	190	34%	92	71%	171	31%	85	65%	128	23%	54	42%	225	40%	85	65%	94	17%	35	27%				
2	201	36%	60	46%	323	58%	36	28%	60	11%	2	2%	31	6%	1	1%	288	52%	67	52%	82	15%	21	16%	8	1%	4	3%	273	49%	75	58%	25	4%	8	6%	132	24%	36	28%				
3	231	42%	14	11%	-	-	-	-	242	44%	14	11%	182	33%	0	0%	34	6%	2	2%	284	51%	17	13%	377	68%	41	32%	155	28%	1	1%	306	55%	37	28%	330	59%	59	45%				
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	21%	12	9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
合計	556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130		556		130					
	30 (実務家教員)				31 (主専攻・副専攻制)				32 (学事暦の柔軟化)				33 (オープンエデュケーション)																															
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																												
1	304	55%	102	78%	8	1%	3	2%	27	5%	12	9%	141	25%	72	55%																												
2	252	45%	28	22%	26	5%	14	11%	151	27%	48	37%	110	20%	38	29%																												
3	-	-	-	-	143	26%	46	35%	378	68%	70	54%	30	5%	5	4%																												
4	-	-	-	-	379	68%	67	52%	-	-	-	-	275	49%	15	12%																												
合計	556		130		556		130		556		130		556		130																													

タイプ2

	1 (教員等の国際公募)				2 (テニュアトラック制の導入)				3 (博士論文研究基礎力審査)				4 (博士号取得者の割合)				5 (研究補助者の比率)				6 (研究費の多入材養成SD)				7 (研究者の復帰支援制度等)				8 (外国語論文作成支援体制)				9 (学内施設・設備の共同利用)				10 (高度な連携に向けた取組)			
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校				
1	12	14%	9	18%	36	41%	28	55%	3	3%	3	6%	31	36%	22	43%	28	32%	24	47%	1	1%	1	2%	65	75%	47	92%	52	60%	40	78%	49	56%	38	75%	7	8%	5	10%
2	30	34%	20	39%	3	3%	2	4%	5	6%	5	10%	31	36%	17	33%	4	5%	4	8%	32	37%	26	51%	22	25%	4	8%	20	23%	7	14%	38	44%	13	25%	80	92%	46	90%
3	45	52%	22	43%	48	55%	21	41%	79	91%	43	84%	15	17%	6	12%	6	7%	3	6%	34	39%	19	37%	-	-	-	-	15	17%	4	8%	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	11%	6	12%	49	56%	20	39%	20	23%	5	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51	
	11 (教職員の人事交流)				12 (共同研究)				13 (分野横断型共同研究)				14 (国際的視座の整備)				15 (査読付き論文)				16 (研究成果のオープンアクセス)				17 (研究業績の公表)															
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校								
1	6	7%	5	10%	13	15%	10	20%	61	70%	41	80%	2	2%	2	4%	3	3%	2	4%	47	54%	31	61%	39	45%	28	55%												
2	36	41%	27	53%	21	24%	15	29%	10	11%	7	14%	85	98%	49	96%	12	14%	9	18%	32	37%	16	31%	30	34%	17	33%												
3	5	6%	5	10%	53	61%	26	51%	8	9%	2	4%	-	-	-	-	20	23%	17	33%	8	9%	4	8%	18	21%	6	12%												
4	40	46%	14	27%	-	-	-	-	8	9%	1	2%	-	-	-	-	52	60%	23	45%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
合計	87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51		87		51									

タイプ3 (地域連携型)

	1 (地域連携目標・計画の策定)				2 (地域連携センター)				3 (包括連携協定)				4 (自治体からの経済的支援)				5 (課程編成時の意見聴取)				6 (地域課題解決型の研究)				7 (地方企業等への就職状況)				8 (公開講座の実施)				9 (履修証明プログラム)				10 (教育訓練講座)			
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校				
1	160	84%	55	98%	140	73%	53	95%	27	14%	17	30%	78	41%	41	73%	92	48%	38	68%	150	79%	55	98%	49	26%	19	34%	82	43%	41	73%	24	13%	19	34%	67	35%	36	64%
2	31	16%	1	2%	51	27%	3	5%	66	35%	20	36%	26	14%	10	18%	21	11%	12	21%	41	21%	1	2%	46	24%	14	25%	36	19%	6	11%	17	9%	9	16%	124	65%	20	36%
3	-	-	-	-	-	-	-	-	98	51%	19	34%	87	46%	5	9%	7	4%	2	4%	-	-	-	-	96	50%	23	41%	73	38%	9	16%	15	8%	2	4%	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	37%	4	7%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135	71%	26	46%	-	-	-	-
合計	191		56		191		56		191		56		191		56		191		56		191		56		191		56		191		56		191		56		191		56	
	11 (地域の就業者向けプログラム)				12 (地域ボランティア活動への取組)				13 (地域相談窓口)				14 (海外への情報発信支援)				15 (サテライトキャンパス)				16 (寄附講座)				17 (出張講義)				18 (防災に係る人材育成)				19 (地域の観光産業振興)				20 (リカバリー体制の構築)			
	申請校	選定校	申請校	選定校																																				

※各質問事項の内容・選択肢・配点は、「令和2年度 私立大学等改革総合支援事業調査票 タイプ3(プラットフォーム型)」を参照。

タイプ3(共通設問)※プラットフォーム数の集計

	1(意思決定体制)		2(評価に係る仕組みの構築)		3(自治体包括連携・協議)		4(産業界包括連携・協議)		5(大学間の定期的協議)		6(中長期計画実施)		7(検討部会・WG設置)		8(PF形成大学数)		9(地域のPF形成大学割合)																			
	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF																		
1	26	93%	23	92%	25	89%	23	92%	16	57%	14	56%	24	86%	22	88%	21	75%	19	76%	20	71%	19	76%	26	93%	25	100%	23	82%	21	84%	21	75%	19	76%
2	2	7%	2	8%	2	7%	2	8%	11	39%	10	40%	3	11%	2	8%	7	25%	6	24%	8	29%	6	24%	2	7%	0	0%	4	14%	3	12%	3	11%	2	8%
3	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	4%	1	4%	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	-	-	-	-	1	4%	1	4%	3	11%	3	12%
4	-	-	-	-	1	4%	0	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4%	1	4%	
合計	28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25	
	10(自治体からの支援)		11(産業界からの支援)		12(教育政策協議)		13(リスクマネジメント体制構築)		14(地方自治体からの意見書)		15(特定の地域が広域)		16(個別調査票の提出状況)		17(産業界の複数参画)		18(個別事業・取組の公表)																			
	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF																		
1	16	57%	15	60%	13	46%	12	48%	24	86%	23	92%	16	57%	16	64%	27	96%	25	100%	15	54%	14	56%	19	68%	18	72%	27	96%	24	96%	27	96%	25	100%
2	2	7%	2	8%	3	11%	3	12%	4	14%	2	8%	12	43%	9	36%	1	4%	0	0%	13	46%	11	44%	9	32%	7	28%	1	4%	1	4%	1	4%	0	0%
3	7	25%	7	28%	7	25%	7	28%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	3	11%	1	4%	5	18%	3	12%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25	
	19(ロードマップ作成・公表)		20(学術分野マップ作成・公表)		21(各種課題の数値目標設定)		22(評価に係る情報公表と報告会実施)		23(単位互換取組)		24(共同FD・SD)		25(教職員人事交流)		26(共同研究)		27(施設・設備共同利用)																			
	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF																		
1	27	96%	24	96%	28	100%	25	100%	24	86%	24	96%	16	57%	16	64%	6	21%	6	24%	22	79%	22	88%	7	25%	7	28%	14	50%	14	56%	24	86%	24	96%
2	1	4%	1	4%	0	0%	0	0%	3	11%	1	4%	7	25%	7	28%	9	32%	9	36%	2	7%	1	4%	6	21%	6	24%	8	29%	8	32%	4	14%	1	4%
3	0	0%	0	0%	-	-	-	-	1	4%	0	0%	5	18%	2	8%	4	14%	4	16%	4	14%	2	8%	5	18%	4	16%	6	21%	3	12%	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0%	0	0%	-	-	-	-	6	21%	5	20%	-	-	-	-	10	36%	8	32%	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11%	1	4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25	
	28(共同IR実施)		29(学生募集活動)		30(地域教育支援活動)		31(共同公開講座)		32(社会人キャリア形成)		33(就職促進取組)		34(大学事務共同実施)																							
	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF	申請PF	選定PF																						
1	21	75%	20	80%	20	71%	20	80%	19	68%	19	76%	9	32%	9	36%	11	39%	10	40%	14	50%	14	56%	5	18%	5	20%	23	82%	20	80%	-	-		
2	7	25%	5	20%	5	18%	4	16%	9	32%	6	24%	6	21%	5	20%	5	18%	5	20%	11	39%	11	44%	23	82%	20	80%	-	-	-	-	-	-		
3	-	-	-	-	3	11%	1	4%	-	-	-	-	13	46%	11	44%	12	43%	10	40%	3	11%	0	0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25		28		25	

タイプ3(個別設問)※学校数の集計

	1(自治体との合同委員会参画)		2(産業界との合同委員会参画)		3(申請取りまとめ校)		4(事務局役割)		5(取組責任者有無)		6(PF計画連動)		7(PF数値目標)		8(PF対応部署・委員会)		9(地域正課科目)																			
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																		
1	47	24%	42	32%	37	19%	34	26%	28	15%	25	19%	24	12%	22	17%	125	65%	106	81%	127	66%	111	85%	52	27%	49	37%	162	84%	122	93%	31	16%	27	21%
2	126	65%	85	65%	113	59%	79	60%	165	85%	106	81%	126	65%	94	72%	68	35%	25	19%	66	34%	20	15%	24	12%	20	15%	31	16%	9	7%	83	43%	64	49%
3	20	10%	4	3%	43	22%	18	14%	-	-	-	-	43	22%	15	11%	-	-	-	-	-	-	-	-	11	6%	7	5%	-	-	-	-	79	41%	40	31%
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	55%	55	42%	-	-	-	-	-	-		
合計	193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131	
	10(単位互換等取組)		11(単位互換科目数)		12(共同FD・SD)		13(教職員人事交流)		14(共同研究)		15(施設・設備共同利用)		16(共同IR実施)		17(学生募集活動)		18(地域教育支援活動)																			
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																		
1	19	10%	17	13%	77	40%	69	53%	58	30%	53	40%	14	7%	13	10%	51	26%	42	32%	48	25%	46	35%	29	15%	26	20%	100	52%	93	71%	83	43%	78	60%
2	40	21%	35	27%	20	10%	15	11%	87	45%	59	45%	9	5%	9	7%	33	17%	30	23%	145	75%	85	65%	82	42%	74	56%	50	26%	28	21%	12	6%	11	8%
3	38	20%	24	18%	32	17%	18	14%	48	25%	19	15%	34	18%	32	24%	109	56%	59	45%	-	-	-	-	82	42%	31	24%	43	22%	10	8%	98	51%	42	32%
4	49	25%	37	28%	64	33%	29	22%	-	-	-	-	136	70%	77	59%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	47	24%	18	14%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131		193		131	
	19(共同公開講座)		20(社会人キャリア形成)		21(就職促進取組)		22(大学事務共同実施)																													
	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校	申請校	選定校																												
1	81	42%	68	52%	36	19%	33	25%	123	64%	102	78%	21	11%	17	13%																				
2	21	11%	15	11%	40	21%	39	30%	26	13%	13	10%	172	89%	114	87%																				
3	91	47%	48	37%	117	61%	59	45%	44	23%	16	12%	-	-	-	-																				
合計	193		131		193		131		193		131		193		131																					

私立大学等改革総合支援事業委員会 委員長所見

この度、本委員会は、令和2年度「私立大学等改革総合支援事業」について、タイプ1～4に申請のあった624校（大学・短期大学・高等専門学校）の審査を行い、281校を支援対象校として選定した。

1. 「私立大学等改革総合支援事業」の意義

我が国は、少子高齢化の急速な進行により、今や本格的な人口減少社会を迎え、地域コミュニティの衰退、グローバル化の進展等、多くの課題に直面している。大学等の学生の約8割の教育を担う私立大学は、18歳人口の急激な減少や都市部への若年人口流出等の影響を受け、約4割で入学定員割れ、単年度の収支が赤字となっており、特に地方・中小規模校は厳しい経営環境に置かれている。

また、昨年度より続く新型コロナウイルス感染症という先の見えない状況の中、対面授業と遠隔授業の効果的な活用により、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るなど、慣れない状況下での大学運営が求められているところである。

こうした状況の下にあってもなお、建学の精神に基づいた個性・特色豊かな教育を行い多様な人材を輩出してきた私立大学等が、我が国の持続的な発展のため担うべき役割は極めて大きく、各大学等が経営、教育及び研究の改革に不断の努力を傾け、時代の荒波を乗り越えてゆかねばならない。

平成25年度から開始した本事業は、教育及び研究面からの大学改革に組織的・体系的に取り組む私立大学等を選定し、当該大学等の財政基盤の充実を図るため重点的に支援するものである。

これまでの委員会での議論を踏まえ、令和2年度は大学の継続的な取組を促す観点から、タイプや設問を大きく変更することなく、昨年同様の4タイプで構成しているところである。具体的には[Society5.0]時代に求められる力を養うための教育機能を強化する取組をタイプ1「『[Society5.0]の実現等に向けた特色ある教育の展開』において支援することとし、社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究、他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進する取組をタイプ2「特色ある高度な研究の展開」において支援することとした。

また、大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革を推進する取組及び地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた教育研究の推進など、個々の大学が地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組

をタイプ3「地域社会への貢献」（地域連携型及びプラットフォーム型）において支援することとし、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組をタイプ4「社会実装の推進」において支援することとした。

私立大学等経常費補助金の基盤的経費という性質を踏まえれば、外形的・客観的な評価に基づいて補助金の配分がなされることが原則であることから、本事業では、教育及び研究の改革に資すると考えられる設問項目毎の取組状況に応じて得点を定めた調査票をタイプ毎に策定し、当該調査票への各大学等の回答を基に、合計得点が高いものから選定する方式を採っている。なお、各種の設問については、求める取組の大枠の方向性は維持しつつ、内容の高度化を行うことなどにより、各大学の継続的な改革を促進した。このように基盤的経費としての性質を十分に勘案しつつ、大学改革の実施状況を評価し、総合的にメリハリある配分を行うという点において、本事業は、大学の教育及び研究の改革を促す上で大きな役割を果たしており、今後ともこうした効果が期待される。

2. 選定に当たっての所見

全体の申請としては、昨年度と比較して申請校数がやや減少しているタイプが多いものの、全私立大学等の約7割にあたる624校から申請があり、すべてのタイプにおいて得点が上昇傾向であることを鑑みると、大学等の改革の取組は着実に進捗していると認識した。

タイプ1については、従来の設問であるICT活用等が大きく伸びるとともに、多面的・総合的な入学者選抜の実施についても多くの大学で取り組まれていることが確認された。一方、数理・データサイエンス・AIに係る科目の開講などは未だ十分とは言えず、各大学等においてはこれまでの取組を改善し、教育の質のさらなる向上や入学者選抜改革の一層の発展を期待したい。

タイプ2については、申請校数が他のタイプと比較して少ないものの、申請校数は増加し、取組の輪は広がっている。私立大学の研究力向上の取組に対する支援は重要と認識しており、引き続き各大学の取組に期待したい。

タイプ3のプラットフォーム型についても、昨年度よりも得点を大きく高めたプラットフォームが複数あり、自治体や私立大学、産業界の参画状況が良好で一定の成果が確認できた。また、地域連携型においても、地域行政への参画や地域課題解決型の教育研究が進められており、引き続き地域社会への貢献に資する改革の進展に向けた更なる努力を期待したい。

タイプ4については、産学連携の実績をより問う形となっているが、申請するほとんどの大学が受託研究による収入などの一定の実績を上げており、研究を支えるリスクマネジ

メント体制の整備などについても多くの大学でなされており、これらの取組加速によりさらなる実績に期待したい。

3. 各大学への期待

- 大学において教育の質を保証しその不断の向上を図ることが本事業への申請の有無に関わらず重要であるが、本事業も8年目を迎えたところであり、私立大学等全体として教学改革の取組の重要性について、理解が浸透してきたことを鑑みると、今後、本事業に申請する大学においては、教育及び研究力の向上にむけた更なる改革の進捗が期待される場所である。
- 大学改革を円滑かつ効果的に進めるには、具体的な目標や行動計画を策定した上で、進捗状況のフォローアップを行い、その結果を次の改善に繋げることが重要である。本事業を大いに活用していただき、各校におけるPDCAサイクルの充実に向けて歩みを進めていただきたい。また、申請校及び選定校の設問の回答状況等のデータや分析結果を公表するので、各大学等の取組状況の相対化・見える化に役立てていただきたい。
- 選定された大学等にあつては、本事業への選定をゴールではなく次なる改革に向けた通過点として取組の深化を追求することを期待するとともに、採択されなかった大学等にあつても、本事業に応募すべく取り組んだ成果を基盤として、更なる改革・改善を目指して取組を進めていただきたい。これらの大学改革の取組の質の向上とともに、本事業を活用して得られた具体的な成果・効果については、積極的に社会に対して発信していくよう努力していただきたい。

4. 文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団への期待

最後に、来年度以降も本事業を実施する場合、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団には以下の点を期待したい。

- 来年度の制度設計に当たっては、
 - ・ 大学の継続的な改革を促す観点からは、予告なく従来のタイプを一新するような組み換えとならないよう配慮すること。
 - ・ 当該年度内における各大学等の改革を促す観点からも、申請までに十分な準備が可能となるよう、各タイプの趣旨や選定方法について早期に周知すること。
 - ・ 申請校数が減少傾向にある中で、新たな大学などより多くの大学等からの申請・改革を促す観点から、選定方法や設問についても工夫すること。

- 本事業による各大学等の改革の成果の定着と深化を促すとともに、その成果が社会に対して発信されるよう適切なフォローアップを行うこと。
- 国費の配分方法として疑念を持たれることがないように、調査票に記載された取組の実施状況について、理事長名による回答内容及び根拠資料のチェックリストの提出義務化により学校法人として責任を持った内容であることを担保するとともに、選定前の根拠資料の確認の実施や選定後の現地調査を通じたチェックを行うこと。

令和3年 3月19日

私立大学等改革総合支援事業委員会委員長

令和2年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 (99点満点)

1. 教育の質向上

① 学長を中心とした、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等からなる全学的な教学マネジメントの体制において、IR情報を利用した教育課程の適切性等についての検証を行っていますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 検証している。 | 2点 |
| 2 検証していない。 | 0点 |

要件等： この設問における「全学的な教学マネジメントの体制」とは、次のアからオの全てを満たすものとする。

ア 構成員として、以下の(1)～(3)に相当する者を全て含むもの。

(1)学長（又は教学担当副学長に相当する職）

(2)半数以上の学部等の学部長（短期大学・高等専門学校にあっては学科長等の各学科の校務をつかさどる者）ただし、単科大学等の場合で、学部長に相当する職の者がいない場合（又は学長が学部長を兼務している場合）は、学長の出席で可とする（全学部長の出席とみなす）。

(3)専門的な支援スタッフ（教育課程の編成に関する全学的な方針の策定について広い見識のある者。教員・職員及び常勤・非常勤の別は問わない）

イ 全学部等の教育活動を対象として活動するもの。

ウ 当該組織の目的として教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等を行う組織であることが学内規程等に記載されていること。教育課程の編成を目的としない組織は不可とする。

エ 会議資料・議事録など何らかの文書により、活動内容が客観的に確認できるもの。

オ 令和2年度の教育課程編成にあたり、令和2年4月1日までに2回以上の開催実績があることを前提とし、かつ、そのうち1回以上、IR情報を利用した教育課程（カリキュラム等）の適切性等について検証を行っているもの。令和2年度の教育課程編成に係る内容であることが明確であれば、実施時期が遡るものも含む。

本設問でいうIR情報とは、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路に係る実績及び卒業生に対する調査結果等とする。

基準時点： 令和2年4月1日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿、会議資料、議事録等

② 大学等におけるIR機能強化を図るため、IR担当教職員をIRの企画や実施方法等に関する研修会に派遣するなどしていますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 IRに関する外部研修会に講師等として派遣した実績がある。 | 4点 |
| 2 定期的に受講させており、受講した実績がある。 | 2点 |
| 3 定期的ではないが、受講した実績がある。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析は該当しない。

「IR担当教職員」は、組織規程等でIR業務を行うことが定められている部署（委員会のみの場合を除く）に配置され、当該大学等のIR業務を担当している専任の教員又は職員とする。

「1」については、IR担当教職員が高度な専門性を有しており、当該大学等における成果の発信・普及の一環として当該大学等以外が主催するIRに関する研修会等に講師等として基準時点内に派遣した実績がある場合とする。

「2」及び「3」の場合は、いずれも基準時点内に実績があるものとし、「2」については、定期的に受講させることを機関決定しているものとする。なお、本設問における「受講」については、学外の組織が主催、実施するものに限らず、当該大学等が主催・共催する研修会等を含むものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 組織規程、組織図、職員配置表、依頼文、研修報告書等

③ 学生の課程全体を通じた成長実感・満足度等について測定するため、卒業時のアンケート調査等を実施し、調査分析結果について公表していますか。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 卒業生に対し80%以上の回収率で実施し、調査分析結果を公表している。 | 3点 |
| 2 卒業生に対し50%以上の回収率で実施し、調査分析結果を公表している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 令和元年度の学部等卒業生に対して、卒業時又は卒業見込みの段階で実施した、学生の課程全体を通じた成長実感・満足度等に関するアンケート調査、インタビュー等を対象とし、回収率については、令和元年度の全学部等（本設問については募集停止学部等を含む。通信教育課程は除く。）の全卒業生のうちの、アンケート調査等回答者数の割合とする。インタビューの場合、インタビュー対象者や個別の内容が確認できない場合は該当しない。

分析結果については、ホームページ等を通じて広く一般に公表していること。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 実施要領、規程、アンケート集計結果、ホームページ等の写し等

④ 以下のア～カのいずれかの要素を含むアクティブ・ラーニング型の科目を開講していますか。

ア PBL（課題解決型学習）

イ 反転授業（知識習得の要素を教室外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）

ウ ディスカッション、ディベート

エ グループワーク

オ プレゼンテーション

カ 実習、フィールドワーク

- | | |
|--------------------|----|
| 1 当該年度開講科目のうち50%以上 | 3点 |
| 2 当該年度開講科目のうち30%以上 | 2点 |
| 3 当該年度開講科目のうち10%以上 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： ア～カに相当する内容について、令和2年度に使用するシラバス等において学生に対し明示していること。シラバス等で明示していないものは該当しない。

ア～カの複数の要素を組み合わせる科目も1つとして数える。

学部等（募集停止学部等、大学院の研究科、通信教育課程を除く。）の令和2年度全開講科目（卒業単位に含められる正課の授業科目）のうち、ア～カを行うことを明示しているものの割合とする。

単一の科目について、複数の担当教員で実施する場合などで、シラバス等を個別に分けて作成している場合、当該科目で開講しているもののうち1つ以上が該当する場合に算入できるものとする。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。

また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

基準時点： 令和2年度開講科目

根拠資料： シラバス等

⑤ 情報リテラシーに関する科目を開講していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 全学部等において必修科目として開講している。 | 2点 |
| 2 全学部等において選択科目として開講している
又は一部の学部等において必修科目として開講している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「情報リテラシーに関する科目」とは、授業全体を通して学生に対して情報活用能力を養成する教育を行うものであり、ICTを活用した情報

分析等の要素を含む内容であることがシラバス等で明記されていること。具体的には、情報モラルに関する教育や、課題解決のために必要な情報を探索するもの（図書館利用法・文献探索・データベース活用法等）、情報を分析評価し整理するもの（情報処理、情報整理法等）、情報のアウトプットに関するもの（レポート・論文の書き方、プレゼンテーション技法等）等を指す。

「全学部等において選択科目として開講している」の場合は、全学部等において開講し、通常の手続きにより履修可能なものであること（全学共通科目や学部等横断プログラム等を含む）。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

[用語解説]

「情報リテラシー」とは、「情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに沿って効果的に活用することができる技能」を示す。

基準時点： 令和2年度開講科目

根拠資料： シラバス等

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ⑥ ICTを活用した双方向型授業や自主学习支援などを実施していますか。 | |
| 1 双方向型授業及び自主学习支援の双方を実施している。 | 3点 |
| 2 双方向型授業又は自主学习支援のいずれかを実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： クリッカー、タブレット端末等を活用した双方向型授業の実施の場合、その旨がシラバス等において学生に対して明示されていること。自主学习支援の場合には、単に教材の貸し出し等でなく、eラーニングなどにより大学等が学生の学習状況（アクセス状況等を含む）を把握していること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： シラバス、双方向型授業に関する案内文、学習支援内容が分かる資料等

- | | |
|---|----|
| ⑦ 成績評価において全学部等でGPA制度を導入するとともに、以下のア～エのいずれかの基準として用いていますか。 | |
| ア 成績不振者に対する個別学修指導の実施 | |
| イ 進級判定又は卒業判定 | |
| ウ 授業科目履修者に求められる成績水準の設定 | |
| エ 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化 | |
| 1 全て実施している。 | 3点 |

2	アを含む3つについて実施している。	2点
3	アを含む2つについて実施している。	1点
4	上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： 本設問では、GPA制度について、全学部等で導入していること。
成績評価にあたっては、成績評価基準を定め、成績の分布状況の把握を行うなど、適切に成績管理を実施していること。また、成績評価基準及びGPA制度の内容については、教員及び学生に周知されていることを前提とする。
成績評価基準とは、成績評価を客観的に行うために、学修成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（GP：5）」という評価を得るには、試験による成績が90点以上、あるいは成績上位20%程度であるなど。
ア・イについては、一部の学部等における実施でも構わないが、少なくとも学部等の単位で取り組んでいること。ウ・エについては、組織的に実施している場合であれば、一部の科目等における実施でも構わない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、学則、判定会議資料、履修要綱、議事録、成績分布状況公表資料、シラバス等

⑧	全学年に対し履修科目単位数の上限（いわゆるCAP制）を設定し、その上限を学生の成績状況に合わせて、緩和あるいは厳格化させる制度を設けていますか。	
1	全学部等で設けている。	2点
2	半数以上の学部等で設けている。	1点
3	上記のいずれにも該当しない。	0点

要件等： 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間あるいは1学期間に履修科目の登録ができる単位数の上限が、令和2年度の履修科目登録において設けられていること。なお、履修科目の上限については規程等において定めていること。

また、履修科目単位数の上限を学生の成績状況に合わせて、緩和あるいは厳格化させる制度を設け、適切な履修指導が行われること。

例えば、GPA等の成績状況と組み合わせ、成績優秀者の場合には、基準等を明確に示したうえで上限単位数を一部緩和し、学習意欲を促進すること。あるいは、成績不振者には学修支援を伴いながら登録科目数をさらに制限して集中した学修を促す等の制度が挙げられる。

基準時点： 令和2年度履修科目登録

根拠資料： 学則、規程、履修要綱等

⑨	授業を担当する専任教員等に対し、ティーチング・ポートフォリオの作成を導入するとともに、教育改善又は教員等の教育業績の評価に活用する仕組みがありますか。	
1	全学部等で導入し、活用する仕組みがある。	4点

- | | | |
|---|---|----|
| 2 | 半数以上の学部等で導入し、活用する仕組みがある。 | 3点 |
| 3 | 活用する仕組みはできていないが、全学部等で導入し、適切な作成を支援する体制がある。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「ティーチング・ポートフォリオ」とは、大学等の教員等が自分の授業や指導の業績を記録した「教育業績ファイル」等を指す。

「全学部等で導入」という場合は、学部等単位で全ての学部等で導入している場合、又は学部等の区分なく授業を担当する全専任教員等に対して全学的に導入しているものとする。

教育改善に活用するとは、作成したティーチング・ポートフォリオの内容を公表していることや、その内容を受けた面談体制やFDへの活用などとする。また、教育業績の評価に活用するとは、ティーチング・ポートフォリオを用いた評価項目や評価方法が設定され、教員等に開示されていることとする。

適切な作成を支援する体制とは、ティーチング・ポートフォリオ作成にあたってのFD等の実施を制度化している場合や、作成に関する相談体制を整備している場合に該当するものとする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 教員評価制度に係る規程、ティーチング・ポートフォリオに係る規程、教員への説明資料等

⑩ TA等の教育サポートスタッフの資質の向上を図るために、定期的な研修等の取組を実施していますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 2点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「教育サポートスタッフ」とは、TA、SA、メンター、ピアチューター等の、大学等における教育研究活動をサポートする学生スタッフとする。スタッフとして雇用している場合だけでなくボランティア等の場合も含むが、大学等でそれらのスタッフの管理を行っていること。

単に採用時に業務の説明を行うのみでは該当せず、教育サポートスタッフの具体的な資質の養成や向上を図る目的で行われるものであること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、学生スタッフへの通知文、研修資料、開催記録等

⑪ ディプロマサプリメント（学位証書や成績証明書の補足資料）など、各学生が修得した知識や能力等を明らかにするための取組を実施していますか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 学生の能力・知識等を明らかにするため、ディプロマサプリメントなどの取組を実施している。 | 4点 |
|---|---|----|

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 2 | 上記には該当しないが、成績証明書等にG P Aを記載して交付している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合、学生が取得した学位・資格・能力・知識等の学修成果について対外的に可視化するために、文章やグラフ等で補足する資料を交付する取組を実施していること。学位記、卒業証明書、成績証明書のみでは該当しない。

「2」の場合、学生が就職活動等で利用する「成績証明書」等に記載されるものであること。学生からの要望がある場合のみG P Aを記載するものは該当しない。基準時点内に、本年度卒業生に対する制度が確立されており、交付する補足資料等の内容が確認できること。また、対象については学部等の一部の実施でも可とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、学位証書補足資料、成績証明書等

- | | | |
|---|----------|----|
| ⑫ 学修成果の中身や学修成果に関する情報について、産業界等と協議していますか。 | | |
| 1 | 協議している。 | 2点 |
| 2 | 協議していない。 | 0点 |

要件等： 大学等における学修成果に関する情報が、産業界等の学生の就職先の採用プロセスにおいて有効に活用されるよう、大学等側が学修成果として含めるべき内容及び学修成果に関する情報の示し方等について、産業界等と協議していること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録等

2. 高大接続

- | | | |
|--|-----------------------------|----|
| ⑬ 令和3年度入学者選抜の一般選抜において、2科目以上の出題科目による学力検査に加えて、調査書や志願者本人が提出する資料等を活用し、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価する入学者選抜の実施を予定し、各資料等の評価方法等について募集要項等に明記していますか。 | | |
| 1 | 全ての学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。 | 4点 |
| 2 | 一部の学部等で実施を予定し、募集要項等に明記している。 | 2点 |
| 3 | 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 「学力の3要素を多面的・総合的に評価する入学者選抜」については、各大学の入学者の受入れに関する方針に基づき、学力検査に加えて、調査書や志願者本人の記載する資料等（小論文、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等）を評価するものとし、各資料等の評価方法等について募集要項等に明記していること。

単に出願書類にとどまり、具体的な評価方法等が明示されていないものについては含まない。

「1」「2」の場合、各学部等の一般入試における一部の試験形態でも構わないが、各学部等の全学科において該当すること。

基準時点： 令和3年度入学者選抜

根拠資料： 入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料等

- ⑭ 令和3年度入学者選抜の一般選抜において、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、自らの考えを立論し、それを表現するなどの記述式問題を出題することを募集要項等に明記していますか。
- ア 特定の科目等（例えば、国語、数学、英語等）において記述式問題を出題する。
- | | |
|-------------------------|----|
| 1 全ての学部等で出題することを明示している。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で出題することを明示している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |
- イ 特定の教科・科目に限定されず、様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価する、記述式総合問題を出題する。
- | | |
|-------------------------|----|
| 1 全ての学部等で出題することを明示している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等で出題することを明示している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「記述式問題」とは、例えば、以下のような問題をいう（解答を選択肢の中から選ぶ選択式問題や、問題文から特定の言葉を抜き書きさせたり、年号や人名等の知識を問うなどの数文字程度の単語を答えさせるような短答式問題は含まない。）

- ・文や文章を書いたり、式やグラフ等を描いたりすることを通じて思考のプロセスが自覚的なものとなり、論理的な思考力・表現力の発揮が期待できる問題。
- ・記述により自らまとめた考えを表現させることにより、思考力や表現力の発揮が期待できる問題。

アの場合、記述式の対象教科・科目は問わない。

イの「記述式総合問題」とは、特定の教科・科目に限定されない様々な文献・資料を読み解き、内容を的確に把握したうえで、批判的・論理的に考えをまとめさせ、「思考力・判断力・表現力」を評価するもの。

募集要項等において、記述式問題の出題の意図や評価すべき能力などを明示していること。

基準時点： 令和3年度入学者選抜

根拠資料： 入学者選抜要項、学生募集要項等

- ⑮ 令和3年度入学者選抜における、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、高等学校の教科の学習成績の状況に加

えて、大学独自に実施する検査（筆記、実技、口頭試問、小論文、プレゼンテーション等）の成績、大学入学共通テストの成績、資格・検定試験等の成績のいずれかを合否判定に用いますか。

- | | | |
|---|----------------------------------|-----|
| 1 | 全ての学部等の、全ての総合型選抜及び学校推薦型選抜で用いている。 | 3点 |
| 2 | 一部の学部等の、全ての総合型選抜及び学校推薦型選抜で用いている。 | 1点 |
| 3 | 総合型選抜、学校推薦型選抜を全く実施していない。 | 0点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | -3点 |

要件等： 単に出願書類にとどまり、具体的な評価方法等が明示されていないものについては含まない。

高等学校の教科の学習成績の状況のみによる評価では該当しない。調査書・推薦書等に加え、大学独自に実施する検査を実施していること。

口頭試問は、基礎学力の状況を把握するために実施する口述試験等を想定するものであり、単に志望動機等のみを問う個人面接は含まない。

本設問では一般選抜以外の総合型選抜及び学校推薦型選抜として実施するもの全てについて基礎学力の把握を実施しているかを問うものであり、一部の総合型選抜、学校推薦型選抜のみで実施する場合は該当しない。

基準時点： 令和3年度入学者選抜

根拠資料： 入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料等

⑯ 学生の資質を多面的・総合的に評価（例：入学試験における工夫（面接・集団討論、実技検査、資格・検定試験の活用等）し、伸長するための取組（評価と初年次教育が連動しているなど）を行っていますか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 全ての学部等の、全ての入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。 | 4点 |
| 2 | 全ての学部等の、いずれかの入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。 | 3点 |
| 3 | 一部の学部等の、全ての入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。 | 2点 |
| 4 | 一部の学部等の、いずれかの入試（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）で多面的・総合的な評価を行うとともに、それを伸長するための取組を行っている。 | 1点 |
| 5 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 令和2年度入学者選抜において、多面的・総合的な評価を行っていること。また、多様な入学生が入学後に主体的に学びその能力を伸長できるように、卒業の認定に関する方針や教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、初年次教育の充実や

柔軟な教育課程編成などの取組を実施していること。

入試で多面的・総合的評価を行うこととは、学力の3要素を多面的・総合的に評価するにあたり、各大学の入学者の受入れに関する方針に基づき、学力検査に加えて、調査書や志願者本人の記載する資料等（小論文、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等）を評価することを指す。各資料等の評価方法等について募集要項等に明記していること。募集要項等においては、単に出願書類にとどまり、具体的な評価方法等が明示されていないものについては含まない。

「1」～「4」の場合、各学部等の各入試区分における一部の試験形態でも構わないが、各学部等の全学科において該当すること。

伸長するための取組の対象となる学生が、令和2年度入学者であること。

基準時点： 入試は令和2年度入学者選抜、取組は令和2年10月31日現在

根拠資料： 入学者選抜において多面的・総合的に評価を行うことが確認できる資料（入学者選抜要項、学生募集要項、規程等）、各大学等が実施する検査の内容が分かる資料、多様な学生の能力を伸長するための取組を検討した資料（初年次教育や教育課程編成に係る会議の議事録等）、取組が分かる資料（シラバス、学生便覧等）等

⑰ 入学者選抜実施体制の充実・強化のため、専門的な専任教員等又は専任職員（アドミッション・オフィサー）が、入試・学生募集に係る全学的な企画立案及び入学者選抜の評価に参画していますか。

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 専門的な専任教員等及び専任職員が参画している。 | 4点 |
| 2 専門的な専任教員等又は専任職員が参画している。 | 2点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 「専門的な専任教員等又は専任職員」は、全学的な入試及び学生募集に係る企画立案業務及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書面審査・面接審査等）の業務において直接的、主体的に関わる専任教員等又は専任職員であること。一部の学部等のみ入試に係る企画立案業務及び評価業務を行う場合や、単に各業務の事務作業を行うのみでは該当しない。また、学力検査のみの評価でなく、その他の資料・書類や面接等による多面的・総合的な審査・評価の業務であること。

各業務において当該教職員が一定の権限を有することが規定等から確認できること。なお、評価業務については全学部等の全ての試験区分、形態について実施している場合に限らず、全学的な実施であれば、特定の試験区分や形態の評価を実施している場合（例：全学共通の総合型選抜の評価等）でも該当するものとする。

全学的な入学者選抜に係る一定の責任を有する専門職として配置されていること。当該教職員の職務が主として入学者選抜に係る業務（学生募集等の関連派生業務を限度とする）であり、年間を通じて専従する者であること（ただし、専任教員等の場合は授業に関する時間は除く）。また、学長、学部長、事務局長等、大学等や学部等の全体を統括する職務上、入試にも携わるという者は含めない（入試担当副学

長等は除く)。

大学院のみの入学者選抜に係るものは対象としない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 当該教職員の担当業務や役割が確認できる資料、規程、議事録、追跡調査の結果等

⑩ 令和3年度入学者選抜における個別入試において、数理・データサイエンス・AIを応用できる力を判定するため、文理を問わず「数学」又は「情報」における試験問題を出題することを募集要項等に明記していますか。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 全ての学部等で出題することを明示している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等で出題することを明示している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 新高等学校学習指導要領が改訂され、令和4年度から「情報Ⅰ」が必修化されることを踏まえ、これに先駆けて、個別入試において文理を問わず「数学」又は「情報」の試験問題を出題することを募集要項等に明記していること。

基準時点： 令和3年度入学者選抜

根拠資料： 入学者選抜要項、学生募集要項等

⑪ 前年の12月以前に入学手続きを取る学部等入学予定者に対し、大学等入学前に取り組むべき課題を提示し、提出を義務付けていますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 該当する全員に義務付けている。 | 2点 |
| 2 該当する一部の者について義務付けている。 | 1点 |
| 3 義務付けていない。 | 0点 |

要件等： 令和2年度学部等入学者のうち、前年の12月以前に入学手続きを取る者（入試区分は問わない）に対し、入学予定の時点で課題の提示及び提出の義務付けを行っていること。提出が入学後となるものは差し支えないが、課題の提示が入学後のものは不可とする。

指定校推薦の場合のみ等、前年の12月以前に入学手続きを取る者のうち、一部の入試区分の者に限定して課題を義務付けている場合は「2」とする。

「課題」とは、語学等の特定の項目に限らず、入学後の学修において必要であると大学等が判断するものは全て含まれる。

基準時点： 令和2年度学部等入学者

根拠資料： 学生への通知文等

⑫ 高等学校教育と大学教育の連携強化に向けて、以下の取組を実施していますか。

ア 大学等における学修を高校生が経験する機会（合同授業の実施等）の提供

イ 高等学校又は教育委員会との年2回以上の定期的な協議体制の構築

ウ 高等学校と大学等との教職員の人事交流又は合同研修

エ 高等学校と連携した入学前教育の実施

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 全て実施している。 | 3点 |
| 2 3つ実施している。 | 2点 |
| 3 2つ以下の実施又は全く実施していない。 | 0点 |

要件等： アからエについては、学部等の一部で実施している場合でも該当する。

アについては、高校生が大学等における学修を経験する機会が設けられていることを証明できればよく、高等学校との協定書等に基づく必要はない。なお、出前授業やオープンキャンパスにおける模擬授業（大学紹介等を主な内容としたものは不可）等も含まれる。

イにおける「定期的」とは、大学等と高等学校又は教育委員会との間で年2回以上協議を実施すると合意されていること。

ウにおける「人事交流」は、受け入れ先での発令等を伴う交流であること。

エについては、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学等入学までの学習計画を立てさせ、また、その取組状況等について、高等学校を通じ大学等に報告させる等、高大連携により実施している入学前教育とする（高等学校側のみで自主的に実施している取組は含めないこと）。

[用語解説]

この設問における「高等学校」には、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示指定外国人学校）を含む。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、覚書、議事録、発令簿、研修報告書、入学前教育に関する資料等

3. データ活用による教育展開とデータ活用人材の育成

① 統計解析等、IRに関する知識を有し、学生に関する様々なデータについて高度な分析を実施し、意思決定等に資する各種の提案を行うための専門職を配置していますか

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 3点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。ただし、単に入試や大学・法人の経営に関する情報の収集・分析のみの場合は該当しない。

当該専門職が統計数理・データ分析の基本知識あるいはデータベースに関する基礎的な知識を有していることが分かること（当該内容に関する研究を行っている、統

計解析等に関する業務経験がある、統計解析等に関連する学位を有している、当該内容に関する授業等を少なくとも1学期以上受講した経験があるなど。

当該大学等の専任教員等又は専任職員として発令している者であること。

当該教職員が主としてIRを行う専門職として、高度なデータ分析、意思決定に資する提案を行う職種であることを確認できることとし、IR及びIRに関連派生する業務に年間を通じて専従する者であること（ただし、専任教員等の場合は授業に関する時間は除く）。単に、IR業務を行う部署に配属されている者というのみでなく、IRに関する専門職として雇用・配置されていることが契約書・発令簿等から確認できる、あるいは、当該者の業務の実績等から確認できること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿、採用時の募集要項、履歴書、雇用契約書、IR報告書等

⑫ 卒業生のキャリア（就職・進学）の状況等に関する調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動の改善に反映させる仕組みを構築していますか。

ア 過年度の学部等卒業生に対するアンケート調査等

イ 卒業生の就職先等の進路先の意見聴取等の調査

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | ア及びイの双方を実施し、調査結果等について教育活動の改善に反映させる仕組みがある。 | 4点 |
| 2 | 上記には該当しないが、ア及びイを実施している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 学生に在学中に身につけさせる学力や資質・能力及び養成しようとする人材像に照らして、学生の卒業後の進路・就職状況等から、教育の成果や効果が上がっているかについて検証するために、実施するものとする。

アの「アンケート調査等」については、特定の年次あるいは数か年の学部等又は研究科の卒業生に対し、調査方法及び調査項目を明示した上で実施していること。また、アンケート調査等の結果について集計、分析等の実施、及びホームページ等において広く公表しているものとする。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。

イの「進路先の意見聴取等」については、卒業生の就職先等の進路先に対し、調査方法及び調査項目等を明示した上で実施していること。また、アンケート調査等の結果について集計、分析等の実施、及びホームページ等において広く公表しているものとする。ただし、公表が基準時点に間に合わない場合は、本年度内の公表が機関決定されていること。

「調査結果等について教育改善に反映させる仕組みを構築」とは、調査結果等に基づく教育改善の検討を、学内の委員会、会議体等で実施することを基準時点以内に機関決定しているものとする。

広報誌、学生パンフレット掲載を目的とした、特定の学生のみをあらかじめ指名したアンケート、インタビュー等は含まない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 実施要領、規程、アンケート用紙、インタビュー記録、集計したもの、ホームページの写し等

⑳ 入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査したうえで、クロス分析を行う等入学者選抜の妥当性を検証していますか。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 全ての選抜区分について検証している。 | 3点 |
| 2 一部の選抜区分で検証している。 | 1点 |
| 3 検証していない。 | 0点 |

要件等： 学部等の入学者を対象とし、研究科は除くものとする。

「入学後の学修状況等の調査」とは、入学後の学生の成績、成績以外の学修成果、留年・中退率、卒業後の進路等についての調査を指し、本設問では、それらの調査結果から分かる複数の指標を組み合わせることで、1年次の状況だけでなく中長期の状況から入学者選抜の適切性についての検証を行っているかを求めるものである。

基準時点内で、学修状況等の調査結果を用いた選抜方法の妥当性について検証しているものとし、調査そのものは基準時点以前でも可とする。調査のみの場合や、選抜方法の妥当性に関する検証を行っていないものは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、議事録、追跡調査の結果等

㉑ 数理・データサイエンス（統計学、数学、コンピュータサイエンス等）・A Iに係る科目を全学部等で開講していますか。

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 全学部等において必修科目として開講している。 | 3点 |
| 2 全学部等において選択科目として開講している。 | 2点 |
| 3 一部の学部等において必修科目として開講している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「1」又は「2」の場合は、全学部等において履修できる体制となっているものとする。全学共通科目等を含む。学部横断プログラム等特別なプログラムを提供している場合を除き、他学部等で開講しているものを通常の履修登録と異なる申請手続きにより履修できるものは含めない。

「2」の場合は、全学部等で開講し、一部学部等において必修科目、他の学部等においては選択科目の場合を含む。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含める

ものとする。

本設問でいう「数理・データサイエンス・AI」とは、主に、統計学、数学、コンピュータサイエンス、人工知能など今後の社会に必要とされる数理的思考やデータ分析・活用能力を育成するものをいい、そのうちの1つ以上の内容に関して授業全体を通じて行うものを対象とする。

基準時点： 令和2年度開講科目

根拠資料： シラバス等

- | | |
|---|----|
| ②⑤ 数理・データサイエンス・AIと社会とのつながりについて教えることができる教員を養成するためのFDを実施していますか。 | |
| 1 当該大学等が主催又は他大学等との共催により実施した。 | 2点 |
| 2 他の団体等が実施するFDプログラムに専任教員等を派遣した。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「FD」は、分野を超えた数理・データサイエンス・AI教育や、データサイエンスが社会においてどのように活用しうるか等をテーマとした、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 開催通知、研修報告書等

- | | |
|--|----|
| ②⑥ 企業等の実データ等を用いて、組織の課題解決に資するデータ分析等を行う、実践的なデータサイエンス教育を実施していますか。 | |
| 1 正課の授業科目として開講している。 | 3点 |
| 2 正課外で実施している。 | 2点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 企業等との協定等に基づいて実施するものであること。

授業全体を通じて実施するものだけでなく、授業の一部の回で実施するものでも構わないが、企業等の、実際の課題や実データ等を用いた、データ分析等を行うことがシラバス等から確認できること。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含めるものとする。

基準時点： 令和2年度開講科目（正課外の場合は令和元年9月1日～令和2年10月31日）

根拠資料： 協定、契約書、シラバス等

4. 多様な教育体制と社会との連携

⑳ 全学的な視点や分野・学部等を超えた横断的な視点からのカリキュラム編成を推進するため、各分野の専任教員等や専任職員の参画により、リベラルアーツ教育やSTEAM教育、分野・学部等横断カリキュラム等について総合的に検討を行う組織はありますか。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 常設の部署・部局・センター等の組織を設置している。 | 3点 |
| 2 委員会等の会議体を設置している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 原則として教授会あるいは設問①の教学マネジメント体制とは別に組織するものであること。ただし、単科大学の場合は、以下の要件を満たす場合に限り、教授会あるいは設問①の教学マネジメント体制であっても該当するものとする。

以下のア及びイが参画のもとで自然科学系及び人文・社会科学系の両方を含む正課の分野・学部等横断的なカリキュラム（ただし、教職課程のみに係るカリキュラムは除く）を検討する体制となっていること。

ア 複数の学部等の専任教員等、又は自然科学系分野の専任教員等及び人文・社会科学系分野の専任教員等

イ 専任職員（教員は除く）

（用語解説）STEAM教育とは、Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織図、規程、発令簿、議事録等

㉑ 学生が共通的に学ぶリベラルアーツと学生が選択する人文・社会科学系、自然科学系、STEAM系、保健系等の専門分野について、学部を超えて提供される等、文理両方を学ぶ構造となるような取組を行っていますか。

- | | |
|-----------------|----|
| 1 全学部等で行っている。 | 2点 |
| 2 一部の学部等で行っている。 | 1点 |
| 3 行っていない。 | 0点 |

要件等： 設問㉑において設置した組織や会議体で検討された、「リベラルアーツ教育」、「STEAM教育」、「分野・学部等横断カリキュラム」のいずれかを実施していること。

設問㉑において「3」を回答した場合、本設問では「3」しか回答できない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： シラバス、学生便覧、取組が分かる資料等

㉒ 学部等又は研究科において企業等と協定等に基づき2週間以上のインターンシップ科目を実施していますか。

1 必修科目として開講し、実績がある。	2点
2 選択科目（選択必修科目を含む）として開講し、実績がある。	1点
3 開講していない。	0点

要件等： 本設問における「インターンシップ」とは、企業等との協定等に基づき、2週間以上の期間で実施され、単位認定を伴うものとし、海外でのインターンシップの場合も含む。

「2週間以上」は14日以上と読み替えることができるものとし、協定書等に記載されている日数で判断するものとする。なお、休日（土、日、祝祭日、インターンシップ先の休日など）を除外して算出する必要はない。

協定等に実施期間の記載がない場合は、基準時点内に、当該協定等に基づく2週間以上の期間にわたるインターンシップが実施されている場合のみ該当するものとする。

原則として資格取得のための実習は除く。ただし、当該大学等が設置する全ての学部等が医学部等、資格取得のための実習等が必修の学部等のみの場合に限り、

「1」に該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： シラバス、協定書、実施状況が分かるもの等

⑩ 年間に6単位以上の授業科目を担当する実務家教員が、自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、教授会やカリキュラム委員会等への参画等により、教育課程編成その他教育研究上の組織の運営について責任を担う仕組みを構築していますか。

1 該当する実務家教員の全てが参画する仕組みを構築している。	2点
2 上記に該当しない。	0点

要件等： 本設問における「実務家教員」は、専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であり、教員として発令されている者とする。

「年間6単位以上」は令和2年5月1日現在の授業担当予定で判断するものとする。

該当する実務家教員について、教授会又はカリキュラム委員会等の教育課程の編成を検討する会議体等への参画を義務付ける仕組みが基準時点において確認できる場合に、仕組みを構築しているものとする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 履歴書・経歴書、シラバス、規程等

⑪ 主専攻・副専攻制等の、主専攻分野以外の分野（複数の異なる分野）の授業科目を体系的に履修することができるような仕組みを導入していますか。

1 全ての学生に主専攻・副専攻制等による履修を義務付けている。	3点
---------------------------------	----

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 2 | 一部の学生に主専攻・副専攻制等による履修を義務付けている。 | 2点 |
| 3 | 学生の選択により、主専攻・副専攻制等による履修が可能となっている。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問において、「主専攻・副専攻制等」とは、主専攻・副専攻制やダブルメジャー制等を含め、主専攻分野以外の分野（複数の異なる分野）の授業科目を体系的に履修することができる仕組みとする。体系的に履修できることを前提とするため、単に他学部等の科目を聴講・単位認定できるという制度のみでは該当しない。「3」の場合は、一部の学生に対し、選択できる仕組みとしている場合でも該当する。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： シラバス、学生便覧、規程等

③② 学事暦の柔軟化として以下の取組を実施していますか。

ア 3学期制又は4学期制

イ 秋入学（4月以外の学生受け入れ）

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | ア・イいずれも実施している。 | 2点 |
| 2 | ア又はイのいずれか一方を実施している。 | 1点 |
| 3 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： アについては、学則で確認できること。原則が3学期制又は4学期制をとっている場合であれば、一部に通年制等の科目があっても構わない。イについては、制度として導入されていることが規程等から確認できること。また、本年度において募集している（又は募集予定である）こと。ただし、入学実績については問わない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 学則、規程、学生募集要項等

③③ オープンな教育リソースについて活用していますか。

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 自大学の教育リソースを広く提供し、講義の教材等としての利用又は自主学習ツールとしての活用を促している。 | 5点 |
| 2 | 国内外の他大学等が提供するものを、講義の教材等として利用している。 | 3点 |
| 3 | 国内外の他大学等が提供するものについて、自主学習ツールとしての活用を促している。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「オープンな教育リソース」は、インターネット等を通じて無償で入手可能な講義教材、教育ソフトウェアを含む教育リソースとする。外部のサービス等（例えば edX、Coursera、JM00C 等）を通じたものや、各大学等のホームページ等で独自に提供されるもののいずれでも可とする。

「1」の場合は、適切な学内の手続き等を経て提供しているものであること。

「講義の教材等としての利用」の場合は、授業又は授業の事前事後学修用教材等として利用することがシラバス等から明らかな場合、あるいは修了者への単位振替等の制度などが明確な場合とする。

「自主学習ツールとしての活用を促している」という場合は、シラバス等や講義上での活用が明確でないもの、授業には直接的に関連しないものを含み、学生に対して、オープンな教育リソースの自主的な利用を促す取組（説明会の実施、学内サイトにおける案内とリンク、利用案内の配付等）を行っている場合とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： シラバス、学生への案内文、ホームページ等の写し等

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」

(54点満点)

基礎要件

タイプ2については、研究体制整備に係る計画の策定が、申請するための要件となる。

人材活用に係る数値指標を含む研究体制の整備に関する学内計画を策定している。

要件等： 多様な人材の活用による研究体制の整備に関する計画（具体的には、若手研究者、女性研究者、外国人研究者、研究補助者等に係る比率もしくは人数に関する数値目標を含む計画）を策定していること。

若手研究者（40歳以下の研究者）及び女性研究者に関する比率もしくは人数に関する数値目標については必ず含んでいること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 計画、議事録等

評価項目

1. 研究基盤・研究支援体制

① 専任教員等について国際公募を実施していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 国際学術誌への募集広告等掲載や国際的な学会組織を通じた国際公募を実施している。 | 3点 |
| 2 インターネット等により、外国語による募集広告等掲載による国際公募を実施している。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 外国語による公募要領等を作成していること。

基準時点内（2か年中）に、公募による、外国を拠点として教育研究を行う日本人、あるいは、外国籍の者について、専任教員等としての採用実績があること。

基準時点： 平成30年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 公募要領、ホームページ等の写し、募集広告、依頼文、採用実績が分かるもの、履歴書等

② 教員等の採用・昇進に関し、テニュアトラック制を導入していますか。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 全学的に導入している。 | 3点 |
| 2 一部の学部等・研究科で導入している。 | 1点 |
| 3 導入していない。 | 0点 |

要件等： テニユアトラック制とは、公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験を積むことができる仕組みを指す。(1)公募を実施するなど、公正で透明性の高い選考方法であること、(2) (5年程度など)一定の任期を付して雇用すること、(3)任期終了前に公正で透明性の高いテニユア審査が設けられていること、の全てを満たした形態で教員等を採用する人事制度であること。
全学的に導入しているという場合は、特定の学部等・研究科に限定しない形で設けている制度の場合又は全ての学部等・研究科において制度が導入されている場合とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、公募要領等

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ③ 博士論文研究基礎力審査について導入していますか。 | |
| 1 導入しており、これまでに同審査による修士学位の授与実績がある。 | 2点 |
| 2 導入しているが、同審査による修士学位の授与実績はない。 | 1点 |
| 3 導入していない。 | 0点 |

要件等： 大学院設置基準第16条の2に該当する博士論文研究基礎力審査であること。
規程等を整備しており、制度を導入していることが分かること。
「1」の場合、同審査による修士学位の授与実績が、基準時点までにあること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、修士学位授与実績が分かるもの等

- | | |
|--|----|
| ④ 専任教員等に占める博士号取得者の割合は平成27年度と比較して何ポイント増加していますか。 | |
| 1 10ポイント以上増加した、又は専任教員等に占める博士号取得者の割合は80%以上である。 | 3点 |
| 2 5ポイント以上10ポイント未満増加した、又は専任教員等に占める博士号取得者の割合は60%以上である。 | 2点 |
| 3 5ポイント未満の増加であるが、専任教員等に占める博士号取得者の割合は40%以上である。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「専任教員等に占める博士号取得者の割合」とは、令和2年5月1日現在で大学等において専任教員等として発令されている者のうち、令和2年5月1日現在で博士号を取得している者の割合(パーセンテージ)とする。なお、いわゆる論文博士は含むが、博士課程満期退学者は含めない。
令和2年度における割合を、平成27年度の5月1日時点の同割合と比較した場合の増減状況をポイントとして評価する。

基準時点： 令和2年5月1日現在

根拠資料： 教員名簿、履歴書等

- | | |
|--|----|
| ⑤ 専任教員等に対する研究補助者の比率（パーセンテージ）はいずれに該当しますか。 | |
| 1 3.5%以上 | 3点 |
| 2 3.0%以上3.5%未満 | 2点 |
| 3 2.0%以上3.0%未満 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 令和2年5月1日現在の専任教員等数に対する研究補助者数のパーセンテージ。
本設問における「研究補助者」は、PD（当該大学等が行う研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事する者）、研究支援者（当該大学等が行う研究プロジェクト等の研究支援のため、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務に従事する者）、RA（当該大学等が行う研究プロジェクト等に、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する者）とする。なお、TA（教育補助者）は含まない。

基準時点： 令和2年5月1日現在

根拠資料： 発令簿、教員名簿等

- | | |
|--|----|
| ⑥ リサーチアドミニストレーター等の研究マネジメント人材養成に係るSDを実施しましたか。 | |
| 1 教育関係共同利用拠点に認定され、広く他の大学等にSDを展開した。 | 4点 |
| 2 他の大学等と共同でSDを実施した。 | 3点 |
| 3 自大学においてSDを実施した、又は外部のSDプログラムに派遣した。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「SD」はリサーチアドミニストレーターや産学連携コーディネーター等の研究マネジメント人材の養成に係るSDとする。

「1」の場合、教育関係共同利用拠点の認定を受け、他の大学等に向けてSDを展開していること。

「2」の場合、大学等間にSDの実施に係る協定等があること。また、研究マネジメント人材養成に関する共同のSDを他の大学等と実施していること。当該大学等が直接的・主体的に企画立案等に携わり実施していることとし、単に加盟校の一員として参加しているような場合は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 教育関係共同利用拠点の認定結果通知、協定書、SDの実施が確認できる資料等

- | | |
|--|--|
| ⑦ ライフイベント等により研究を中断した専任教員等に対する円滑な研究復帰を促す支援制度を設けていますか。 | |
|--|--|

- | | |
|-----------|-----|
| 1 設けている。 | 2 点 |
| 2 設けていない。 | 0 点 |

要件等： 妊娠、出産、育児、介護等のライフイベント等により、研究活動を中断した専任教員等（特別休暇、育児休業、介護休業等の取得者あるいは離職後復職した者）に対し、円滑な研究復帰を促し、研究の継続や、研究の停滞を取り戻すための支援制度を設けていること。

例えば、研究活動助成金制度、論文作成支援、学会への参加支援、休業中も自宅で研究情報が得られるIT環境の整備、研修制度等。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、制度の案内文書等

⑧ 研究力強化及び研究の国際的な認知度を高める目的で、英語等の外国語による学術論文作成（もしくは翻訳）支援を実施していますか。

- | | |
|--|-----|
| 1 体制として整備している。 | 3 点 |
| 2 体制としては整備していないが、外国語での学術論文の書き方に関する授業科目を実施している。 | 1 点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 「1」の場合の外国語による論文作成支援体制とは、英語等の外国語による学術論文の作成もしくは翻訳を支援するために、外国語による学術論文作成の相談体制、外国語翻訳（又は校正）体制あるいは費用助成等を組織的に整備しているものとする。

「2」の場合は、外国語でのアカデミック・ライティング（外国語による学術論文作成を教える授業科目。ただし、授業科目の一部でのみアカデミック・ライティングを取り扱うものは除く）を基準時点内に実施している場合に該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、学生等への通知文書、シラバス等

2. 連携等による体制整備・研究実施

- | | |
|--|----|
| ⑨ 他の大学等との協定等に基づく学内施設・設備の共同利用を実施していますか。 | |
| 1 実施している。 | 4点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 大学間連携等の枠組みを通して他大学等と学内施設・設備の共同利用に供している大学等で、次のアからエの全てに該当する大学等（「共同利用・共同研究拠点」の認定を受け、ウ及びエに該当する大学等は「1」とする）。

- ア. 他大学等との間で、教育もしくは研究を目的として、大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。
- イ. 共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて、機関決定（又は組織間での取り決め等）があること。
- ウ. 固定資産台帳上で個別に管理されており、1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。
- エ. 大学等の施設・設備について、令和元年9月1日から令和2年10月31日までの間に共同利用の実績があること。
ただし、学内施設・設備については、次のaからdのいずれにも該当しないものであること。
 - a. 図書館
 - b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
 - c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
 - d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は学位が修得できる機関であること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 組織規程、大学間の協定書、利用実績が確認できる資料等

- | | |
|--|----|
| ⑩ 他の大学等と高度な連携に向けて、以下のいずれかの取組を実施していますか。 | |
| ア 他の国内大学等との共同教育課程 | |
| イ 他の国内大学等との連合大学院 | |
| 1 アもしくはイのどちらかを実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「共同教育課程」とは、大学設置基準第43条第1項、短期大学設置基準第36条第1項、大学院設置基準第31条第1項、専門職大学院設置基準第32条第1項に規定する課程をいう。

本設問における「連合大学院」とは、大学院設置基準第7条の2・第8条第4項に規定する大学院をいう。

ア・イについて、既に他大学等とプログラムを導入し、基準時点内に募集している場合には、在籍する学生がいない場合であっても該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、設置認可書類、大学間の協定書、教育課程の内容が分かる資料等

⑪ 他の大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流を実施していますか。

- | | |
|---------------------|----|
| 1 教員及び職員について実施している。 | 5点 |
| 2 教員についてのみ実施している。 | 3点 |
| 3 職員についてのみ実施している。 | 2点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問の「人事交流」とは、一定の期間（一学期以上）、教員（研究員を含む）又は職員の身分で当該大学等の教員（研究員を含む）又は職員を協定先の大学等に送り出す、及び協定先の大学等の教員（研究員を含む）又は職員を当該大学等に教員（研究員を含む）又は職員の身分で迎え入れることを指す。派遣先での発令等を伴わず、単に滞在したものや出張で行き来したもの等は含まない。

他の大学等との間で人事交流の協定等が締結されており、実際に教職員の派遣又は受入が行われていること。なお、当該協定等は、相互に派遣・受入の両方ができる内容であること。ただし、基準時点内の実績としては派遣又は受入のどちらか一方があれば該当する。

本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は大学に相当する（学位が修得できる）機関であること。

交流中の身分に常勤・非常勤の別は問わない。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 大学間の協定書、派遣又は受入の状況の分かるもの等

⑫ 特定の研究課題について、他の大学等との協定等に基づく共同研究を実施していますか。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 5プロジェクト以上実施している。 | 3点 |
| 2 1～4プロジェクト実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における共同研究は、1研究課題あたりの令和元年度所要経費が100万円以上のものとする。

組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウの全てに該当すること。

ア. 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。

イ. 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。

ウ. 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定等を締結している。

本設問においては、基準時点内で研究に着手した、あるいは基準時点以前から基準

時点にかけて継続して実施していることが確認できれば、該当する。
本設問の大学等については国内、国外を問わないが、国外の場合は大学に相当する
(学位が修得できる)機関であること。

基準時点： 令和元年度の実績

根拠資料： 委員会等議事録、組織規程、紀要、大学間の協定書等

- | | |
|--|----|
| ⑬ 令和元年度に複数の学部(研究科)又は学科(専攻)が参加する分野横断的な研究を実施しましたか。 | |
| 1 3件以上実施した。 | 3点 |
| 2 2件実施した。 | 2点 |
| 3 1件実施した。 | 1点 |
| 4 実施していない。 | 0点 |

要件等： 異なる学部(研究科)又は学科(専攻)に所属する複数の教員等が参加する分野横断的な共同研究であること。なお、異なる学部(研究科)又は学科(専攻)には、他大学等の学部等も含むものとするが、その際には、分野横断的な共同研究であることを示せること。

原則として、研究科とその基礎となる学部の複数の教員等の参加のみでは該当しない。

令和元年度に研究を実施しているもの(着手でも可)を対象とし、機関決定のみでは該当しない。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 共同研究計画書、協定書、契約書等

- | | |
|-----------------------|----|
| ⑭ 国際的研究拠点の整備を行っていますか。 | |
| 1 行っている。 | 5点 |
| 2 行っていない。 | 0点 |

要件等： 当該研究拠点での研究達成目標について一般に分かりやすい形で明確に設定し、公表していること。

当該研究拠点で研究を行う研究者のうち3割以上が外国籍の者であること。

当該研究拠点に所属する研究者や研究補助者について、国際公募を実施していること。

当該研究拠点において職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能なスタッフ機能を整備していること。

当該研究拠点における研究者については、研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム(年俸制等)を整備していること。

当該研究拠点において、世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会の定期的(少なくとも年1回)な開催を計画していること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、発令簿、配置図、研究拠点に関する案内等

3. 研究成果等

- ⑮ 査読付き学術論文が過去3か年以内に3件以上ある専任教員等の割合は以下のいずれに該当しますか。
- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 70%以上 | 3点 |
| 2 | 50%以上 70%未満 | 2点 |
| 3 | 30%以上 50%未満 | 1点 |
| 4 | 30%未満 | 0点 |

要件等： 教員数は令和2年5月1日現在に専任教員等として発令されている者とする。
査読付き学術論文については、当該大学等の所属時のものに限らず、他の大学等に所属していた際に発表したものも含む。

基準時点： 教員数：令和2年5月1日現在
学術論文の基準時点：平成29年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 教員名簿、査読付き論文実績の分かるもの等

- ⑯ 機関リポジトリを構築したうえで、オープンアクセスポリシーを策定・公表し、教員等の研究成果について公開していますか。
- | | | |
|---|--|----|
| 1 | オープンアクセスポリシーを策定・公表し、機関リポジトリで研究成果を公開している。 | 3点 |
| 2 | 上記には該当しないが、機関リポジトリで研究成果を公開している。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、機関リポジトリにおける公開について規定したオープンアクセスポリシーを定め、ポリシーを公表し、機関リポジトリにおいて研究成果を公開していること。

本設問における「公開」とは、研究の成果としての論文や研究データをインターネット上で広く公開しており、合法的な用途で利用することを障壁なしで許可していること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： オープンアクセスポリシー、機関リポジトリ画面の写し等

- ⑰ 教員等ごとの研究業績等（著書・論文、学会発表等）についてホームページ等で広く公表していますか。
- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 半数以上の専任教員等について2か国語以上で公表している。 | 3点 |
| 2 | 全ての専任教員等について日本語で公表している。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 研究業績等の内容については、少なくとも年1回以上の頻度で最新の状況に更新される仕組み（組織的に確認する機会を設けている等）となっていること。

研究業績等の内容等の公表方法について、学内でマニュアル等の配布などを行い、周知していること。

研究業績等（著書・論文、学会発表等）についての項目が細分化されている場合は、実績がまだない等の理由により、一部の項目が空欄であっても公表しているものとする。

専任教員等数は令和2年度の5月1日現在で専任教員等として発令されている者の数とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 入力要領、マニュアル、ホームページ等

タイプ3「地域社会への貢献」地域連携型（53点満点）

1. 連携体制

① 地域連携推進に関する目標・計画が策定されていますか。

- | | |
|-------------|----|
| 1 策定されている。 | 2点 |
| 2 策定されていない。 | 0点 |

要件等： 地域連携推進に関する目標・計画とは、大学等としての、地域連携における将来目標と具体化のための計画内容が含まれるものであり、例えば、体制整備、生涯学習、地域交流、人材育成、共同研究など地域連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画のこと。産学連携のみに特化した目標・計画は含まない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 目標・計画等、議事録等

② 外部との主たる窓口となる全学的な地域連携のためのセンターを設置していますか。

- | | |
|--------------------------|----|
| 1 設置し、専任教員又は専任職員を配置している。 | 2点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「地域連携のためのセンター」とは、地域連携を主たる目的とし、地方自治体、地元産業界等と連携し、産学連携、地域活性化のためのシンクタンク機能、社会人の学び直し、生涯学習講座などの様々な地域連携を総合的に行う組織が該当する（例えば、地域連携センター、地域連携推進室等）。単一の取組のみに特化した組織（生涯学習講座窓口等）は該当しない。規程等から当該部署の主たる目的が地域連携であることが確認できること。

複数のキャンパスに分かれている場合、いずれかのキャンパスにおいて、当該大学等の地域連携に係る組織があれば該当する。法人に設置している場合であっても、当該大学等の地域連携に係る組織であれば該当する。

「専任教員又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の地域連携に携わっていることが明らかであること。

地域連携のための委員会等のみ設置している場合は、「2」に該当する。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、組織図、発令簿、センターの案内等

③ 大学等の地域貢献に係る包括連携協定を締結し、大学等のホームページ等において当該協定について（協定先、締結時期、連携内容）を一覧にして公表している、地方自治体又は地元産業界等の数はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 20件以上 | 2点 |
| 2 | 10件以上20件未満 | 1点 |
| 3 | 10件未満 | 0点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の取組に特化したものでなく、地域貢献について地方自治体又は地元産業界等と全般的な連携を図る旨の協定であれば該当する。

本設問においては当該大学等と地方自治体又は地元産業界等の間で、直接的に協定を締結していることとし、当該大学等が加盟しているコンソーシアム、プラットフォーム等が地方自治体と締結しているものは含まない。ただし、複数大学等の代表者の連名で締結している場合は該当するものとする。

地方自治体又は地元産業界等と締結している包括連携協定等について、協定先、締結時期、協定記載の連携内容について、大学等のホームページ等において一覧等の形式で掲載していること。新着情報、ニュースのみの記載は不可とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、ホームページ等の写し等

④ 昨年度、地方自治体から受けた以下のいずれかの経済的支援はどの程度の規模ですか。

- ア 公有財産（土地又は建物）の廉価（又は無償）使用
- イ 社会人学生に対する支援
- ウ 地方自治体の補助金・助成金等
- エ ア～ウ以外の経済的支援（委託費等）

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 交付額・支援相当額が前年度比150%以上又は計500万円以上である。 | 3点 |
| 2 | 交付額・支援相当額が前年度比120%以上又は計200万円以上である。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体から受ける経済的支援であること。外郭団体等から受けるものは除く。ただし、地方自治体は所在地域を問わない。

アの支援相当額は、正規の使用料等の差額等や市場価格との比較等による概算でも構わないが、金額規模について合理的に説明できるものに限る。

ウ又はエの場合は、特定の事業に係るものでも構わないが、法令に基づき実施しなければならない事項に係る補助金等（例：結核予防費補助金等）は除く。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 経済的支援を示す契約書、交付決定通知書等

2. 連携内容

- | | |
|--|----|
| ⑤ 学部等又は研究科の正規の教育課程の編成にあたって、包括連携協定等を締結している地方自治体又は複数の地元産業界等から意見を聴取する機会を設け、聴取しましたか。 | |
| 1 全学部等・研究科の教育課程について聴取した。 | 5点 |
| 2 一部の学部等・研究科の教育課程について聴取した。 | 3点 |
| 3 上記には該当しないが、一部のコース等の教育課程について聴取した。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「聴取する機会」とは、過去2か年において1回以上、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。

選択肢の対象となる正規の教育課程（正課）の全般を対象として意見を聴取するものであること。正課外の内容のみの場合や明らかに一部の科目等のみを対象としている場合（すでに定まっている実習等の科目についてその中身や時期等に関する要望等の聴取にとどまるもの等）は該当しない。また、聴取した内容を確認できない場合は「4」とする。

「3」の場合のコース等とは、学部のうちの一部の学科等の課程等とする。

この設問における「複数の地元産業界等」とは、地元産業界等に該当する2つ以上の法人、あるいは複数の地元産業界等に該当する法人により構成される業界別団体や経済団体等とする。

地方自治体との連携の場合は、包括連携協定等を締結していれば所在地域及び数を問わない。

基準時点： 平成30年4月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 聴取内容、時期が確認できる資料、協定書等

- | | |
|---|----|
| ⑥ 地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題の解決を目的とした研究を実施していますか。 | |
| 1 実施している。 | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、地方自治体又は地元産業界等との連携による地域課題解決を目的とした研究であることが契約書等から確認できること。なお、連携先が地方自治体の場合には、所在地域を問わない。

教員個人の研究ではなく、大学等が組織として認めた研究であること。

基準時点内に研究を行っていることが分かること（基準時点内の一部期間でも可）。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 契約書、研究内容・時期が確認できる資料等

⑦ 昨年度に卒業した学生のうち企業等へ就職した学生に占める地方企業等へ就職した学生の割合が以下のいずれかに該当しますか。

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 都市部の大学：30%以上
地方の大学：85%以上
都市部の短期大学及び高等専門学校：20%以上
地方の短期大学及び高等専門学校：95%以上 | 2点 |
| 2 | 都市部の大学：20%以上30%未満
地方の大学：75%以上85%未満
都市部の短期大学及び高等専門学校：15%以上20%未満
地方の短期大学及び高等専門学校：90%以上95%未満 | 1点 |
| 3 | 上記以外 | 0点 |

要件等： 都市部は、①首都圏整備法に定める「既成市街地」あるいは「近郊整備地帯」、②近畿圏整備法に定める「既成都市区域」あるいは「近郊整備区域」、③中部圏開発整備法に定める「都市整備区域」のいずれかの地域とし、それ以外を地方とする。地方企業等の判断は学生の勤務地とし、令和2年5月1日現在で勤務地が明らかでない場合には、本社所在地で判断すること。

割合の算出にあつては、昨年度に卒業生のあつた設置学部等ごとに算出したもののうち、最も高い得点になる学部等の割合を用いて判断すること。都市部、地方の区別についても当該学部等の所在地にて判断すること（勤務地が海外の場合は、「企業等へ就職した学生」にのみ含めること）。

なお、都市部、地方の双方に学部等を設置する大学等にあつては、どちらの学部等を選択しても構わない。

この設問における「企業等」とは、会社法第2条第1項で定める「会社」のほか、公務員、自営業、NPO法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等も含む。

「就職した学生」とは、令和元年度内に卒業した学生のうち、以下のa～cに掲げるいずれかに該当する者をいう。

- a. 雇用の期間の定めがなく正規の職員・従業員として雇用された者。なお、条件付任用期間がある場合は、当該期間終了後に正規の職員・従業員として採用されることが通例である場合は対象とする。
- b. 自営業主（個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者）。
- c. 雇用の期間が1年以上で期間の定めがある者であり、かつ1週間の所定の労働時間がおおむね30～40時間程度の者（医療機関において「初期研修医」として勤務する者を含む）。

基準時点： 令和2年5月1日現在

根拠資料： 学生進路調査等

⑧ 昨年度において当該大学等が実施した公開講座の数は以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 40 講座以上又は専任教員数を上回る数の講座を実施した。 | 3 点 |
| 2 | 1には該当しないが、20 講座以上又は専任教員数の半数を上回る数の講座を実施した。 | 1 点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： この設問における「公開講座」とは、社会一般の教養の啓発を目的として正課の授業とは別に開講されているものであって、資格付与のための講座（当該講座を受講することで一定の資格が付与される講座）ではないものとする（ただし、当該大学等が独自に創設した資格を除く）。

（該当例）実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等

講座数は、開講した講座数を、受講者の募集をした講座ごとに1講座として計算すること（募集したが、受講者が集まらず開講されなかったものは除く）。

（該当例）〇〇講座（全5回）＝1講座と計算

当該大学等が主催又は共催しているもの。単に講師派遣のみの場合は該当しない。この設問における「専任教員数」については、令和元年5月1日現在で当該大学等の専任教員として発令されている者の数とする。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 募集要項、講座の実施が確認できる資料等

⑨ 学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムについて、プログラムの策定にあたり、地方自治体又は地元産業界等から意見を聴取したうえで開講し、基準時点内に社会人受講者に対する履修証明書の交付実績がありますか。

- | | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 10件以上の交付実績がある。 | 3 点 |
| 2 | 1件以上10件未満の交付実績がある。 | 2 点 |
| 3 | 交付実績はないが、意見を聴取したうえで開講している。 | 1 点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0 点 |

要件等： 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）

②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

③主婦・主夫

この設問における聴取は、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等による場合は該当しない。また、聴取した内容を確認できること。この設問における地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 募集要項、履修証明書、社会人受講者であることが分かるもの（履歴書）等

⑩ 厚生労働省より、雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有していますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 有している。 | 2点 |
| 2 有していない。 | 0点 |

要件等： 令和2年度に講座を有している場合に限る。開講実績の有無を問わない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 教育訓練講座指定の関連書類、利用案内等

⑪ 特定の職業分野等の職に就きながら学修する者を対象としたプログラム等を実施していますか。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 正規課程または履修証明プログラムとして実施している。 | 3点 |
| 2 公開講座等として実施している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 学部等又は研究科において、特定の職業分野等の職に就きながら学修する人として、対象とする職業の種類等が案内等に明記されていること。例えば、特定の専門職（医師、看護師、弁護士、公認会計士等）を対象とするプログラムや、企業等において特定の業務に携わる者（会計、法務、広報、研究等）や特定業種に携わる者、あるいは、自営業者等を対象として展開するプログラム等。
この設問では、主たる対象者を示して募集を行っているものであれば、実際の受講者の中に主たる対象者以外の者が含まれていた場合でも該当する。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 講座案内、主たる対象者や実施内容が確認できる資料等

⑫ 学生の地域ボランティア活動に対する以下の取組を実施していますか。

ア ボランティア活動の単位認定制度

イ ボランティア活動を支援するためのセンター等の設置

- | | |
|----------------|----|
| 1 2つ実施している。 | 2点 |
| 2 1つ実施している。 | 1点 |
| 3 いずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： アの場合は、ボランティアに関する科目等（一定期間のボランティア活動実施後レポート等の提出など）を設置し、それを履修することにより単位認定される制度。
イの場合は、学生のボランティア活動に関し、情報提供支援や相談サービス、あるいは単位認定に係る手続きなどを行うもの。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 学生への通知文、規程、組織図等

⑬ 学生の地域連携活動や教育実践の場等として、地域住民等向けの各種相談窓口等（子育て相談、心理相談、福祉相談等）を設置していますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 設置し、活動実績がある。 | 3点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 組織等でなく、個人を対象としたものであること。

学生の地域連携活動や教育実践の場等として、当該大学等の学生と教職員が共同で、地域住民等向けに常設又は定期的に開設しているものとし、当該大学等が相談窓口を設置していることを、地域住民等向けに広報していること。明らかに単発での実施の場合や不定期開催のイベント等である場合は含まない。学内設置に限らず、学外に設置している場合でも構わない。

単に公開講座等における質問受付、受講相談等の場合は該当しない。

有償無償は問わない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、地域住民への案内文等

⑭ 当該地域に係る認知度が海外で高まることを目的とした情報発信を行うため、地方自治体や地元産業界等と情報発信に係る連携及び活動を実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体又は地元産業界等と協定等を締結したうえで、協議を行い、当該地域が行う海外への情報発信に対する協力（通訳ボランティア、外国語によるホームページや観光ガイドの作成支援等）を実施しているものとする。

この設問における地方自治体とは、①大学等のキャンパスが所在する都道府県、②大学等のキャンパスが所在する都道府県内の市区町村、又は③大学等のキャンパスが所在する市区町村に隣接する市区町村（県外も含む）とする。なお、市区町村の場合は地方議会及び長を有する自治体のみ該当する。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、契約書、ホームページ、その他活動内容が分かるもの等

⑮ 社会人教育や地域の教育研究拠点となることを目的としたサテライトキャンパス、又は、社会人教育に特化した別地キャンパスを設置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 設置している。 | 1点 |
| 2 設置していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「サテライトキャンパス」とは、大学設置基準（昭和31年文部省令28号）第25条第4項に基づき設置されるもので、本校に継続的に通うことが困難な者が教育を受けることができる本校以外のキャンパスを指し、そのサテライトキャンパスにおいて社会人教育を実施している又は地域の教育研究拠点となることを目的としていること。ただし、複数の学校法人が共同で設置するものは除く。なお、サテライトキャンパスについて、学内の規程等において明記されているとともに、大学等のホームページ等において当該大学等のサテライトキャンパスであることが広く公表されていること。

本設問における「別地キャンパス」は、学部等教育を行うキャンパスとは別に、社会人教育に特化した大学院等を設置したキャンパスなどがある場合を指す。ただし、学部等教育を行うキャンパスと校地が隣接しているものは除く。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 規程、組織図、大学等のホームページ等、パンフレット等

⑩ 本年度における、地方自治体又は地元産業界等からの寄附講座の設置状況について（講座名及び寄附組織名等）をホームページ等で公表していますか。

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 10講座以上設置し、公表している。 | 4点 |
| 2 | 10講座未満であるが設置し、公表している。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。

複数の企業や組織等から寄附を受けて開設している講座の場合は、当該講座に寄附している組織が1つ以上地元産業界等に該当するものであれば該当するものとする。

令和2年度に新たに設置されたものに限らず、令和2年度中に設置期間がかかるものを含む。

地方自治体又は地元産業界等からの寄附講座について、大学等のホームページ等において一覧で掲載していること。新着情報、ニュースのみの記載は不可とする。

基準時点： 令和2年度開講講座（公表は令和2年10月31日現在）

根拠資料： 寄附講座等申込書、契約書、ホームページ等の写し等

⑪ 昨年度、地方自治体や地元産業界等からの求めに応じて実施された出張講義（講師派遣を含む）の実績は以下のいずれに該当しますか（ただし、高等学校に対する出張講義は除く）。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 20講義以上 | 3点 |
| 2 | 10講義以上20講義未満 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体は所在地域を問わない。
本設問は、主として地域貢献を目的として、出張講義を対象とするものとし、高等学校に対する出張講義及び主として高校生を対象とする出張講義は除く。
講義の有償無償は問わない。

基準時点： 令和元年度実績

根拠資料： 依頼文、出張講義申込書等

⑱ 地域防災に係る人材を育成するため、社会人を対象に地域防災に係る一連の教育プログラムを実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 3点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 一連の教育プログラムとは、複数回（日）の受講を前提とする教育プログラムとする。

地域防災人材を育成するため、地域住民等や、地方自治体の職員、地元産業界等の防災担当者や医療・福祉等の専門職などに対し、地域の防災に係る教育プログラム（例えば、防災計画の策定、防災組織の活性化、災害対応におけるスキル等に関するプログラムなど）を実施するもの。

地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 実施要領等

⑲ 地方自治体又は地元産業界等と連携して、地域の観光産業を支える人材育成として、観光産業を担う社会人を対象とした一連の教育プログラムを実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 一連の教育プログラムとは、複数回（日）の受講を前提とする教育プログラムとする。

地方自治体又は地元産業界等と連携して実施するプログラムであること。

宿泊業をはじめとした地域の観光産業を担う中核人材を育成するために、社会人の学び直しのための教育プログラムを構築し、実施していること。

地方自治体は所在地域を問わない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 契約書、協定書、実施要領等

⑳ 地方自治体及び地元産業界等と連携し、リスクマネジメント体制を構築していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 構築している。 | 3点 |
| 2 構築していない。 | 0点 |

要件等： リスクマネジメント体制の構築とは、大学等の所在地における様々なリスク（例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等）に対し、当該大学等、地方自治体及び地元産業界等との間で、リスク発生時のマニュアルの策定、リスクを定期的に評価し対応が十分かを点検する体制などが整備できていることとする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、覚書、マニュアル、規程、議事録等

タイプ4「社会実装の推進」 (57点満点)

基礎要件

タイプ4については、客観的・定量的指標を含む産学連携に関する目標・計画が策定されていることが、申請するための要件となる。

客観的・定量的指標を含む大学等の産学連携に関する目標・計画が策定されている。

要件等： 「産学連携に関する目標・計画」とは、産学連携の将来目標とその具体化のための計画内容が含まれるものであり、体制整備、知財管理、共同研究、人材育成等、産学連携の総合的な推進方策が記載された目標・計画を指す。IR等を活用した客観的・定量的情報に基づく定量的指標を含むこと（例えば、共同研究数、ライセンス数、学術分野別論文数等）。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 目標・計画、議事録等

評価項目

1. 本部機能の強化

- ① 産学連携のための部署（委員会等）を設置し、専任教員等又は専任職員を配置していますか。
- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1 部署を設置するとともに、リサーチアドミニストレーター等を配置している。 | 4点 |
| 2 部署を設置するとともに、専任教員等又は専任職員を配置している。 | 2点 |
| 3 部署を設置しているが、専任教員等又は専任職員は配置していない。 | 0点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | -2点 |

要件等： 「産学連携のための部署」とは、産学連携（産学官連携の場合も含む）を主たる目的とし、産業界等との連携（知的財産管理等の産学連携関連業務も含む）を行う組織とする。（該当例）産学連携センター、産学連携推進室
法人部門に設置している場合であっても、大学等の産学連携に係る部署であれば該当する。

「リサーチアドミニストレーター等」とは、リサーチアドミニストレーター、産学連携コーディネーター等の職種（職名）で雇用され、かつ、産学連携の取組において、研究活動の企画・マネジメントや研究成果の活用促進などを専門的に行うものとして、その職務が定められている専任教員等又は専任職員とする。ただし、特別の資格を有している必要はない。

「専任教員等又は専任職員」とは、当該大学等の専任教員等又は専任職員として発令されている者を指し、「配置」とは、当該部署に勤務を命ずる等の発令があり、

他部署との併任も可であるが、その場合は当該部署の業務を主たる業務とすることとする。なお、法人部門に設置している場合には、学校法人の専任職員として発令されている者も含むが、その場合、当該大学等の産学連携に携わっていることが明らかであること。

産学連携のための委員会等を設置しているのみの大学等については、「3」に該当する。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、人員配置表、雇用契約書、リサーチアドミニストレーター等に関する規程等

② 産学連携に関して学長を統括的に補佐する副学長を配置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 2点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： 「統括的に補佐する副学長」とは、全学的な産学連携戦略の立案、産学連携に係る研究の受入等の可否を全学的な視点から決定するなど、部局横断的に産学連携に関する実質的な責任・権限を有し、学長を統括的に補佐する役割を担う副学長を指す。規程等において産学連携に係る職務が定められていること。

本設問においては、原則として、学校教育法第92条第4項に定める副学長とする。予算、人事、組織改編の調整権を持ち、学長を統括的に補佐する役割を担う者であること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、発令簿等

③ 産学連携を知財管理や法律など専門的側面からサポートする有資格者を産学連携部署に配置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 配置している。 | 2点 |
| 2 配置していない。 | 0点 |

要件等： 産学連携活動を知財管理や法律など専門的側面からサポートするため、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士等の専門的な国家資格を持つ者を、産学連携に係る部署に配置している場合とする。

常勤、非常勤の別は問わないが、教員又は職員としての発令及び当該部署に勤務を命ずる等の発令等があるものとし、単に業務委託を行っている場合や顧問契約を締結しているのみでは該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織図、発令簿等

2. 資金の好循環関連

④ 産業界等との共同研究又は受託研究の費用を算出するにあたって、積算による費用（間接経費を含む）の算定方式等を導入していますか。

- | | |
|-------------------------|----|
| 1 積算による費用の算定方式を導入している。 | 3点 |
| 2 積算による費用の算定方式を導入していない。 | 0点 |

要件等： 「積算による費用の算定方式」とは、共同研究又は受託研究の実施に係るコストについて、明確な根拠や考え方を示すことができる透明性の高い算定方式（定率方式（過去の実績等における直接経費に対する間接経費の割合をもとに間接経費率を算出する方式）、アワーレート方式、共通単価設定方式等）により算出する方式。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 費用の積算根拠が分かる資料、規程等

⑤ 昨年度の産業界等との共同研究の実施状況について。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 受入金額5,000万円以上である。 | 5点 |
| 2 受入金額1,000万円以上5,000万円未満である。 | 3点 |
| 3 受入金額500万円以上1,000万円未満である。 | 2点 |
| 4 受入金額500万円未満で実績が3件以上である。 | 1点 |
| 5 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「共同研究」とは、産業界等の研究者と大学等の教員が共通の課題について対等の立場で研究することをいう。

共同研究の実施にあたり、大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑥「受託研究」との受入金額の重複は不可とする。

共同研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち令和元年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

「4」の場合、共同研究の受入金額が500万円未満であること。かつ共同研究の件数が3件以上あること。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑥ 昨年度の産業界等からの受託研究の実施状況について。

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 受入金額1,000万円以上である。 | 5点 |
| 2 受入金額500万円以上1,000万円未満である。 | 2点 |
| 3 受入金額500万円未満で実績が3件以上である。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： この設問における「受託研究」とは、産業界等からの委託を受けて大学等の教員が本務の一環として研究を行うことをいう。

受託研究の実施にあたり、大学等と産業界等との間で、協定・契約等に基づいて行われていること。

なお、設問⑤「共同研究」との受入金額の重複は不可とする。

受託研究の「受入金額」については、契約書等に記載の金額のうち令和元年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）とすること。

「3」の場合、受託研究の受入金額が500万円未満であること。かつ受託研究の件数が3件以上あること。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 協定書、申込書、決算書等

⑦ 昨年度の産業界等からの研究資金等の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 5点 |
| 2 | 1%以上 | 3点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における研究資金等とは、産業界等からの共同研究、受託研究、治験等、特許権などの知的財産権等収入額の令和元年度決算に帰属する収入額（未収金を含む）の総額とする。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑧ 昨年度の産業界等からの寄付金の受入金額は、教育研究経費に対し、どの程度の規模ですか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 5%以上 | 3点 |
| 2 | 3%以上 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 当該設問における寄付金の受入金額とは、令和元年度決算に帰属する産業界等からの寄付金収入額の総額とする。この場合の寄付は、用途を限定しないもの等も含む。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

⑨ 令和元年度の知的財産権等収入はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 100万円以上である。 | 3点 |
| 2 | 10万円以上100万円未満である。 | 2点 |

3 10万円未満である。

0点

要件等： 本件における「知的財産権等収入」は、特許権実施等収入額に加え、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権（育成者権、回路配置利用権等）、マテリアル提供、ノウハウ等に関する契約等による収入額をいう。

「特許権実施等収入額」とは、実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む）の収入額を指す。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 協定書、契約書、決算書等

3. 知の好循環関連

⑩ 大学等の保有する知的資産や研究状況等から創出が予想される発明等について具体的な件数見込を含む計画があり、当該発明等において必要な予算額をあらかじめ試算を行い、予算計上していますか。

1 予算計上している。 3点

2 予算計上していない。 0点

要件等： 「予算計上」とは、令和2年度予算（補正予算含む）において設けていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 計画、予算書、予算の積算根拠が分かる資料（試算結果等）、規程等

⑪ 大学等で生み出した様々な知的財産・技術の実用化、事業化を目指して、以下の取組を実施していますか。

ア 産学連携や技術移転の専門機関（TLO又は研究開発法人）と連携している。

イ 関係機関等とのネットワーク作り、成果のフィードバック、産学連携の評価等のサイクルを構造化しており、継続的に協議を実施している。

ウ 産業界等と知的財産・技術の実用化、事業化に係る協定等を締結している。

エ 大学等で生まれた研究成果に基づく、PCT国際特許出願又はEPC出願をしている。

1 3つ以上実施している。 4点

2 2つ実施している。 2点

3 1つ実施している。 1点

4 実施していない。 0点

要件等： アにおける「研究開発法人」とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の別表に規定する法人をいう。

イにおける「構造化」とは、課題の把握、目標設定、関係機関等との協議、産学連携の取組の実施、取組の評価、更なる協議の継続等のように、産学連携に向けた一連の取組が、関係機関の間で合意されていることを指す。

イにおける「継続的」とは、年1回以上の協議が3年間以上実施されている状態を

いう。

イにおける「協議」とは、組織として正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

エにおける「PCT国際特許出願」とは、特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願を指す。また、「EPC出願」とは、欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）に基づく出願を指す。なお、基準時点内に出願を行っていること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： アからエについて実施した内容が確認できる資料等

⑫ 産学連携に係るリスクマネジメント（利益相反、技術流出防止、職務発明、契約マネジメント等）に係る研修会・セミナー等の実施及び委員会の設置をしていますか。

- | | | |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施及び委員会を設けている。 | 2点 |
| 2 | リスクマネジメントに係る研修会・セミナーの実施又は委員会を設けている。 | 0点 |
| 3 | 設置していない。 | -2点 |

要件等： この設問における「産学連携に係るリスクマネジメント」とは、利益相反マネジメント、技術流出防止マネジメント、職務発明等のマネジメント、契約マネジメント等を指す。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 研修会・セミナー等の実施が確認できる資料、組織図、規程等

⑬ 特許権実施等件数について以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 令和元年度中に5件以上あり、平成30年度と比較して件数が増加した。 | 3点 |
| 2 | 1には該当しないが、令和元年度中に5件以上ある。 | 2点 |
| 3 | 令和元年度中は5件未満である。 | 0点 |

要件等： 「特許権実施等件数」とは、実施許諾又は譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む）の数を指す。

基準時点： 令和元年4月1日～令和2年3月31日

根拠資料： 特許権実施等件数が分かるもの等

4. 人材の好循環関連

- ⑭ 人材の流動化に向けて、クロスアポイントメント制度に関する規程の整備、産業界等との間で研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施していますか。
- | | | |
|---|---|----|
| 1 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が3件以上ある。 | 5点 |
| 2 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間でのクロスアポイントメントの実績が1件以上ある。 | 3点 |
| 3 | クロスアポイントメント制度に関する規程を整備したうえで、産業界等との間で教員又は研究者の人事交流（派遣又は受入れ）を実施している。 | 1点 |
| 4 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「人事交流」とは、一定の期間、研究員等の身分で当該大学等の教員又は研究者を協定先の産業界等に送り出す、及び協定先の産業界等の研究員を当該大学等の研究者等の身分で迎え入れることを指す。人事上の発令等を伴わないものは含まれない。交流中の身分は常勤・非常勤を問わない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程、協定書、契約書、発令簿等

- ⑮ 大学等発のベンチャー支援体制があり、存続しているベンチャー企業がありますか。
- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | ベンチャー支援体制があり、かつ、存続しているベンチャー企業がある。 | 3点 |
| 2 | ベンチャー支援体制はあるが、基準時点において存続している企業はない。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「大学等発のベンチャー企業」とは、大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業であり、以下の（ア）～（オ）の5つの区分のうち1つ以上に該当するものを指す。なお、国内に設立されたもののみを対象とし、NPO法人は除く。

（ア）大学等の教職員・研究職員・ポスドク（教職員等）、学生・院生（学生等）を発明人とする特許をもとに起業（特許による技術移転）

（イ）ア以外の大学等で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業（特許以外による技術移転（または研究成果活用））

（ウ）大学等の教職員等、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりするなどした起業（人材移転）。現職の教職員、学生等が関与したものに加え、教職員等、学生等が退職、卒業した場合については、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合、又は退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。

（エ）大学等、TLOやこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合（出資）

(オ) 上記(ア)～(エ)のほか、大学等が組織的に関係している場合など(その他関係)

ベンチャー支援体制とは、相談窓口の設置や、設立ポリシー・推進計画の整備、インキュベーション施設、支援ファンドの有無等とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 大学等発のベンチャー企業が設立されたことが分かる資料、ベンチャー支援体制が分かる資料等

⑩ 専任教職員について、特許取得や産業界等の課題解決等の産学連携の取組を奨励し、積極的に評価する仕組み(人事評価上の配慮等や研究資金や資源の配分などへの反映等)を設けていますか。

- | | |
|-----------|----|
| 1 設けている。 | 2点 |
| 2 設けていない。 | 0点 |

要件等： 産学連携活動を積極的に評価する仕組みとして設けられていること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 規程等

⑪ 様々な分野の専門家が関与し、学生のアイデアを産業界等が実用化することや、アイデアを実現するためのベンチャー企業を設立するなど、産学協同により大学等における学びを社会実装することを志向した教育プログラム又は授業科目を開講していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 開講している。 | 3点 |
| 2 開講していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における「様々な分野の専門家」とは、産業界等に所属する者であって、特定の分野において高度な知識を実践的に活用して活躍している人材を指す。ただし、当該大学等において専任教員等として発令されている者は除く(非常勤教員の場合は可とする)。

「関与」とは、当該専門家が学生に直接指導を行う場合のほか、ファシリテータとして教員や専門家、学生との間のコミュニケーションを円滑にし、教育効果を最大化するために工夫を行う役割を担っている場合等とする。

令和2年度に使用するシラバス等から、様々な専門家の関与や産学協働により大学等における学びを社会実装することを志向した授業であることが読み取れること。学部等の令和2年度授業科目(卒業単位に含まれる正課の授業科目)として開講しているものとする。

本設問における「開講」は、シラバス等に記載があり、かつ、当該年度に行うことを前提として、学生の履修登録の対象となる科目とする。そのため、シラバス等で隔年開講や当年度休講と記載があり、当該年度に履修登録を行わないものは含まない。また、募集停止学部等において設定しているものについても対象から除くこと。ただし、履修登録の結果、履修者がおらず、授業を行わなかったものは含める

ものとする。

基準時点： 令和2年度開講科目

根拠資料： シラバス、協定書、契約書、委嘱状等

【選定時に加点】（調査票の提出等不要）

⑩ 内閣官房及び内閣府の令和2年度「地方大学・地域産業創生事業」に選定されている場合

3点

基準時点： 令和2年度

根拠資料： 令和2年度「地方大学・地域産業創生事業」の選定通知書等

令和2年度 私立大学等改革総合支援事業 配点区分表

タイプ1「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 教育の質向上	1	IR情報を活用した教育課程の検証	2点	—	0点
	2	IR機能強化	4点	～	0点
	3	卒業時アンケート調査	3点	1点	0点
	4	アクティブ・ラーニング	3点	～	0点
	5	情報リテラシー教育	2点	1点	0点
	6	ICT活用	3点	1点	0点
	7	GPAの活用	3点	～	0点
	8	成績状況とCAP制の連動	2点	1点	0点
	9	ティーチング・ポートフォリオ	4点	～	0点
	10	教育サポートスタッフの研修	2点	—	0点
	11	学修成果等の可視化	4点	1点	0点
	12	学修成果に関する産業界との協議体制	2点	—	0点
小計		34点			
2 高大接続	13	一般選抜における多面的・総合的な評価	4点	2点	0点
	14	一般選抜における記述式問題の出題	5点	～	0点
	15	総合型・学校推薦型選抜における基礎学力把握	3点	～	-3点
	16	多面的・総合的な評価に連動した取組	4点	～	0点
	17	アドミッション・オフィサー	4点	2点	0点
	18	「数学」「情報」の試験問題を出題	3点	2点	0点
	19	入学予定者への課題提示	2点	1点	0点
	20	高大連携強化	3点	2点	0点
小計		28点			
3 展開とデータ活用人材による育成教育	21	IRに係る専門職の配置	3点	—	0点
	22	卒業後アンケート調査等と活用	4点	1点	0点
	23	選抜方法の妥当性の検証	3点	1点	0点
	24	数理・データサイエンス・AI教育	3点	～	0点
	25	データサイエンス教員FD	2点	1点	0点
	26	情報教育における実践教育の実施	3点	2点	0点
小計		18点			
4 多様な教育体制と社会との連携	27	分野・学部等横断的カリキュラムの検討体制	3点	2点	0点
	28	分野・学部等横断的カリキュラムの実施	2点	1点	0点
	29	インターンシップ科目	2点	1点	0点
	30	実務家教員の教育課程編成への参画	2点	—	0点
	31	主専攻・副専攻制等	3点	～	0点
	32	学事暦の柔軟化	2点	1点	0点
	33	オープンエデュケーション	5点	～	0点
小計		19点			
合計		99点			

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 研究基盤・研究支援体制	1	教員等の国際公募	3点	2点	0点
	2	テニュアトラック制の導入	3点	1点	0点
	3	博士論文研究基礎力審査の実施	2点	1点	0点
	4	博士号取得者の割合	3点	～	0点
	5	研究補助者の比率	3点	～	0点
	6	研究マネジメント人材養成に係るSDの実施	4点	～	0点
	7	研究者に対する復帰支援制度等	2点	—	0点
	8	外国語による論文作成支援体制の整備	3点	1点	0点
	小計		23点		
2 連携等による体制整備・研究実施	9	学内施設・設備の共同利用	4点	—	0点
	10	高度な連携に向けた取組の実施	2点	—	0点
	11	協定等に基づく教職員の人事交流	5点	～	0点
	12	協定等に基づく共同研究の実施	3点	1点	0点
	13	分野横断型共同研究の実施	3点	～	0点
	14	国際的研究拠点の整備	5点	—	0点
	小計		22点		
3 研究成果等	15	査読付き論文の実績のある教員の割合	3点	～	0点
	16	研究成果のオープンアクセス	3点	2点	0点
	17	研究業績の公表	3点	1点	0点
	小計		9点		
合計		54点			

タイプ3「地域社会への貢献」地域連携型

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 連携体制	1	地域連携目標・計画の策定	2点	—	0点
	2	地域連携センター	2点	—	0点
	3	包括連携協定	2点	1点	0点
	4	自治体からの経済的支援	3点	2点	0点
	小計		9点		
2 連携内容	5	課程編成時の意見聴取	5点	～	0点
	6	地域課題解決のための研究	3点	—	0点
	7	地方企業等への就職状況	2点	1点	0点
	8	公開講座の実施	3点	1点	0点
	9	履修証明プログラム	3点	～	0点
	10	教育訓練講座	2点	—	0点
	11	地域の就業者向けプログラムの実施	3点	1点	0点
	12	地域ボランティア活動への取組	2点	1点	0点
	13	教育実践の場としての地域相談窓口	3点	—	0点
	14	海外への情報発信支援	2点	—	0点
	15	サテライトキャンパス等の設置	1点	—	0点
	16	寄附講座	4点	2点	0点
	17	出張講義	3点	2点	0点
	18	防災に係る人材育成	3点	—	0点
	19	地域の観光産業振興	2点	—	0点
20	リスクマネジメント体制の構築	3点	—	0点	
小計		44点			
合計		53点			

タイプ4「社会実装の推進」

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 の 本 部 機 能 の 強 化	1	産学連携部署	4点	～	-2点
	2	産学連携副学長の配置	2点	—	0点
	3	専門性を有する資格者の配置	2点	—	0点
	小計		8点		
2 資 金 の 好 循 環 関 連	4	研究費用の積算方式	3点	—	0点
	5	産業界との共同研究	5点	～	0点
	6	産業界からの受託研究	5点	～	0点
	7	研究資金の受入金額	5点	3点	0点
	8	産業界からの寄付受入額	3点	2点	0点
	9	知的財産権等収入	3点	2点	0点
小計		24点			
3 知 の 好 循 環 関 連	10	発明件数予測と予算計上	3点	—	0点
	11	実用化・事業化	4点	～	0点
	12	リスクマネジメント研修・委員会	2点	0点	-2点
	13	特許権実施等件数	3点	2点	0点
小計		12点			
好 循 環 関 連 の 人 材	14	クロスアポイントメント	5点	～	0点
	15	大学発ベンチャー	3点	2点	0点
	16	産学連携を奨励する仕組み	2点	—	0点
	17	社会実装を志向した教育プログラム	3点	—	0点
小計		13点			
合計		57点			

【選定時に加点】

お け る 加 点 に お け る 選 定 時 に	18	地方大学・地域産業創生事業	3点	—	0点
	合計		3点		
合計		60点			

令和2年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ3「地域社会への貢献」プラットフォーム型

(プラットフォーム共通設問)(78点満点)

1. プラットフォーム体制の整備

- ① プラットフォームを形成する大学等と、地方自治体及び産業界等が参加するプラットフォームの意思決定体制が整備されていますか。
- | | |
|--|-----|
| 1 全大学等、地方自治体及び産業界等が参加する意思決定体制が整備されている。 | 1点 |
| 2 全大学等及び地方自治体が参加する意思決定体制が整備されている。 | 0点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | -1点 |

要件等： 本設問における全大学等については、プラットフォームを形成する全ての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている場合、あるいは、適正な選出手続き等によって決定された議決権等を持つ一部の大学等により構成される場合とする。

意思決定体制の整備とは、プラットフォームにおいて当該体制を議決機関として定めていることを指し、単に協議を行っている実態があるのみでは該当しない。なお、プラットフォーム内に他の議決機関がある場合も可とし、最高又は最終の意思決定機関であることは求めない。

地方自治体とは、プラットフォームにおいて設定した「特定の地域」を指す。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。

産業界等とは、特定の地域に所在する商工会等の団体又は企業等とする。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ② 中長期計画の実施状況について、評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等について定め、評価する仕組みを整備していますか。
- | | |
|--|-----|
| 1 地方自治体・産業界等を含め、プラットフォーム全体で評価する仕組みを整備している。 | 2点 |
| 2 地方自治体を含めて評価する仕組みを整備している。 | 1点 |
| 3 プラットフォーム形成大学等で評価する仕組みを整備している。 | 0点 |
| 4 整備していない。 | -1点 |

要件等： 評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等の評価の仕組みに関してプラットフォーム内で具体的に決定していること。

プラットフォーム形成大学等と産業界等で評価する仕組みの場合は「3」とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

③ プラットフォームを形成する大学等と、地方自治体との間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 包括連携協定を締結しており、自治体の長が定期的に参画する協議体制を構築している。 | 3点 |
| 2 包括連携協定を締結しており、自治体の担当者が年4回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 3 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成する全ての大学等もしくはそれら全体の集合体と地方自治体との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制構築の一環となっているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、地方自治体と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

定期的に参画する協議体制とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、プラットフォームに参画する全ての大学等、又は適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該地方自治体の間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他地方自治体からの提供文書等

④ プラットフォームを形成する大学等と、産業界等の間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- | | |
|--|----|
| 1 産業界等と包括連携協定を締結しており、年2回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 3点 |
| 2 産業界等と包括連携協定を締結しており、年1回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 3 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成する全ての大学等もしくはそれら全体の集合体と産業界等との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制構築の一環となっているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、産業界等と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

定期的に参加する協議体制とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を2年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、プラットフォームに参加する全ての大学等、又は適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該産業界等の担当者間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他産業界等からの提供文書等

- | | | |
|---|---|-----|
| ⑤ | プラットフォームを形成する大学等の間で、定期的な協議の実績がありましたか。 | |
| 1 | 全大学等が出席し年2回以上実施した実績がある。 | 4点 |
| 2 | 全大学等が出席し年1回実施した実績がある又は3分の2以上の大学等が出席し年2回以上実施した実績がある。 | 2点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | -3点 |

要件等： プラットフォームを形成する全ての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。

出席の実績に関しては、プラットフォーム形成大学等のうち、該当する協議体制に実際に参加した実績大学等数とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑥ プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実進を推進するため、①の意思決定体制や⑤の協議体制とは別に、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う事務局体制を整備していますか。

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 複数の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。
または月1回以上の頻度で複数の組織の構成員が協議する委員会形式の事務局を整備している。 | 2点 |
| 2 | 単独の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。
または月1回未満の頻度で複数の組織の構成員が協議する委員会形式の | 1点 |

事務局を整備している。

3 整備していない。

0点

要件等： プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するため、運営上の諸事務を担当する体制とする。

常設の事務局の場合は、プラットフォームにおいて、共同で運営する旨の同意があること、また、体制そのものが整備されていれば職員等は非常勤や兼務でも構わないが、「1」の場合は、複数の組織（大学等、地方自治体、産業界等のうち2つ以上）により構成されるもの（他の組織に所属することなくプラットフォーム事務局のみを担当する構成員がいる場合も含む）。「2」の場合は、1つの大学等の担当者等を事務局として指定している場合も含む。

委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の実施の推進を目的とするものであれば該当する。「1」又は「2」の場合、複数の組織（大学等、地方自治体、産業界等のうち2つ以上）により構成され、月1回以上（又は未満）の頻度で協議を実施することがプラットフォームにおいて機関決定されていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑦ プラットフォームの中長期計画の取組実施を推進するため、⑥の事務局体制とは別に、各種取組に対する検討部会、ワーキンググループ等の組織を整備していますか。

1 整備している。

1点

2 整備していない。

0点

要件等： ⑥の事務局体制とは別に、個別の取組等に関する検討部会やワーキンググループであること（例：FD・SD検討部会、共同IR検討WGなど）。委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の各種取組の検討・実施を目的とするものであれば該当する。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑧ プラットフォームを形成する大学等の数は、以下のいずれに該当しますか。

1 都市型においては10校以上、地方型においては5校以上

4点

2 都市型においては5～9校、地方型においては3～4校

2点

3 都市型においては4校以下、地方型においては2校

0点

要件等： プラットフォームを形成する大学等の数は国公立大学等を含む。また、特定の地域外の大学等も含む。同一法人が設置する複数の大学等が当該プラットフォームに参加する場合には、それぞれ1校ずつとしてカウントする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑨ 特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の割合は、以下のいずれに該当しますか。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1 都市型においては70%以上、地方型においては80%以上 | 4点 |
| 2 都市型においては50%～69%、地方型においては60%～79% | 3点 |
| 3 都市型においては30%～49%、地方型においては40%～59% | 2点 |
| 4 都市型においては30%未満、地方型においては40%未満 | 0点 |

要件等： 分母は、プラットフォームの指定する特定の地域に主たる所在地がある全国公私立の大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の総数とし、分子はプラットフォーム形成大学等のうち特定の地域に主たる所在地がある大学等の数（特定の地域外の大学等は含まない）とする。

プラットフォーム参画団体等一覧の「3.『特定の地域』に主たる所在地がある大学等の数」における地域カバー率を参照のこと。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、大学等の所在地が分かるもの等

⑩ 地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|---|----|
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1点 |
| 4 支援がない。 | 0点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人員派遣」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における、「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとして受けているものを指す。また「人員派遣」とは、共通設問⑥に該当する常設の事務局に恒常的に事務局担当等として職員等が派遣されているものを指す（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」はプラットフォームとして決定・実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- | | |
|---|----|
| ⑪ 産業界等から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。 | |
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 1点 |
| 4 支援がない。 | 0点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人員派遣」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における、「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとして受けているものを指す。また「人員派遣」とは、共通設問⑥に該当する常設の事務局に恒常的に事務局担当等として職員等が派遣されているものを指す（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」はプラットフォームとして決定・実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- | | |
|---|----|
| ⑫ プラットフォーム形成大学等と、地方自治体及び特定の地域の初等中等教育機関の関係者との間で特定の地域における教育政策と中長期計画の整合性や、教育のあり方等に関する協議を行っていますか。 | |
| 1 協議を行っている。 | 3点 |
| 2 協議を行っていない。 | 0点 |

要件等： プラットフォーム全体として協議している事項であること。

協議には、少なくとも2校以上（同一法人の大学等のみの場合を除く）のプラットフォーム形成大学等、及びプラットフォームに参画している地方自治体及び初等中等教育機関の関係者が参画していること。

教育のあり方等に関する協議内容であることが議事録等で確認できること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ⑬ プラットフォーム内で、特定の地域におけるリスクマネジメント体制を構築していますか。
- | | |
|------------|----|
| 1 構築している。 | 3点 |
| 2 構築していない。 | 0点 |

要件等： リスクマネジメント体制の構築とは、例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等のリスク発生時における、大学等、地方自治体、産業界等との間の連携に関して、様々なリスクに対応するマニュアルの策定、リスクを定期的に評価し、対応が十分か点検する体制の構築などができていること。
プラットフォーム全体に係るリスクマネジメント体制が構築されていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： マニュアル、規程、議事録、その他プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ⑭ 特定の地域の地方自治体から意見書の提出がありますか。
- | | |
|-------|----|
| 1 ある。 | 2点 |
| 2 ない。 | 0点 |

要件等： 特定の地域として設定した地方自治体から「意見書」の提出があること。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 意見書

- ⑮ 広域を特定の地域としたプラットフォームですか。
- | | |
|----------|----|
| 1 該当する。 | 2点 |
| 2 該当しない。 | 0点 |

要件等： 以下のア、イいずれかの条件でプラットフォームの特定の地域を広域に設定していること。

ア 複数の地方自治体を特定の地域として設定している。

イ 都道府県を特定の地域として設定している。

アの場合は、設定された全ての地方自治体から「同意書」又は「意見書」の提出があること。

イの場合は、都道府県から「同意書」又は「意見書」の提出があること。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 「同意書」又は「意見書」

- ⑯ プラットフォームに参画している全ての私立大学等が個別設問調査票を申請していますか。
- | | |
|------------------|----|
| 1 申請している。 | 2点 |
| 2 申請していない大学等がある。 | 0点 |

要件等： プラットフォームに参加している全ての私立大学等が個別設問調査票を申請していること。なお、私立大学等が10校以上参加しているプラットフォームの場合には、プラットフォームに参加している全ての私立大学等の7割以上の学校が申請していれば「1」に該当する。

令和2年度私立大学等改革総合支援事業の対象外の大学等、令和2年度私立大学等経常費補助金の対象外の大学等（申請しない、未完成校、募集停止校）は除く。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業プラットフォーム参加団体等一覧等

⑰ 産業界等がプラットフォームに複数参加していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参加している。 | 1点 |
| 2 参加していない。 | 0点 |

要件等： プラットフォームに参加する産業界等が複数あること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

2. 中長期計画等の実行性

⑱ 策定した中長期計画及びプラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細についてホームページ等で公表していますか。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 中長期計画及び取組の詳細について公表している。 | 0点 |
| 2 上記に該当しない。 | -3点 |

要件等： プラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細とは、取組ごとに、プラットフォームとしての方針、具体的取組内容に関する記述、実施体制（委員会体制等や取組実施大学等名の記述など）、実施時期・期間、目標等について示しているものとする。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参加する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑲ 中長期計画実行にあたって計画年度全体に係るロードマップ及び基準時点を含む1年単位のロードマップ（1年間の各事業予定内容が分かるもの）を作成のうえ、ホームページ等で公表していますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 どちらも公表している。 | 1点 |
|---------------|----|

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 2 | 一方のみ公表している。 | 0点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | -3点 |

要件等： 本設問におけるロードマップは、本事業が求める「中長期計画」の実行に向けて作成した工程表を指す。

年間単位のロードマップの場合、1年間を月ごとや少なくとも4半期等に区分して、各事業の年間の実施予定内容等を記載したものとする。なお、基準時点を含むものであれば、1年の区切り方はいずれでも構わない（例えば、年度単位、9月1日～翌年8月末など）。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑳ 特定の地域の学術分野マップを作成し、ホームページ等で公表していますか。

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 公表している。 | 0点 |
| 2 | 公表していない。 | -3点 |

要件等： 本設問でいう「学術分野マップ」とは、特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の学術分野の現状認識・把握等を目的としたものであり、プラットフォーム全体を俯瞰して1つの大学として捉えた場合、どのような分野があるか、同系統であっても細分化した場合の相違点などを明確化したもの。特定の地域外の大学等は含まなくてよい。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

㉑ 特定の地域における高等教育の各種の課題に対して具体的な数値で設定された活動指標及び取組全体に係る成果としてのアウトカム指標を設定していますか。

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 10種類以上の活動指標を設定するとともに、2種類以上のアウトカム指標を設定している。 | 4点 |
| 2 | 5～9種類の活動指標を設定するとともに、2種類以上のアウトカム指標を設定している。 | 3点 |
| 3 | 10種類以上の活動指標を設定するとともに、1種類以上のアウトカム | 1点 |

指標を設定している。

4 上記のいずれにも該当しない。

0点

要件等： 活動指標とは、プラットフォーム共通で分析し設定した課題を解決していくために、「中長期計画」で設定された各種取組等における具体的な数値（様式3の「達成目標・活動指標等」における具体的な数値の活動指標）。また、各種取組の実施件数や参加者数など実施に係る指標とする。

アウトカム指標とは、「中長期計画」で設定されたビジョン・目標・指標のうち、アウトカムに相当する数値（様式1の概要図に示す「ビジョン・目標」における数値目標や、様式3の「達成目標・活動指標等」における数値で設定された達成目標など）。

また、アウトカム指標とは、満足度や理解度、就業率、進学率、入学者数など各種の取組・活動全体の成果としての達成度を測定するものとする（実施件数等の活動指標に相当する指標はアウトカム指標としてカウントしないこと）。各年度単位でも計画全体を通して達成するものでも構わない（年度単位のものと同種のもので同種のものの場合、別々にカウントできない）。アウトカム指標の設定にあたっては、満足度や理解度など学生や企業等の利害関係者の視点に立った評価指標と、既存の信頼できる統計データ（地域内全体の進学状況や就職状況、各種全国平均数値データとの比較など）を基に設定することが考えられ、その場合には地域の実態に合わせた適切な指標を設定すること。

活動指標等、アウトカム指標について同種と考えられるものについては1つとしてカウントすること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、数値目標・活動指標等

⑳ 中長期計画の進捗状況、評価に係る情報を公表するとともに、プラットフォーム内外へ向けた説明会、報告会等を実施していますか。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1 公表するとともに、報告会等を実施した。 | 2点 |
| 2 公表しているが、報告会等については今年度中に実施予定である。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | -1点 |

要件等： 中長期計画の各取組に関する進捗状況・評価、計画全体に係る評価などについて公表していること。評価に係る方針のみの公表の場合は該当しない。

プラットフォーム内外へ向けた説明会、報告会等については、プラットフォーム全体の取組の成果等を普及させるためにプラットフォームが実施する、プラットフォームの参画団体や地域住民、関係者、その他等に向けて広く展開する説明会や報告会等であること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料、説明会開催通知等

3. 中長期計画に関する個別取組内容

- ⑳ プラットフォーム形成大学等の中で、単位互換等に関して以下の取組を実施していますか。
- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供。
 - イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスの作成。
 - ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）の指定・設置等。
 - エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムの導入。
- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： イの大学間共通のシラバスは、各大学等が提供する単位互換の授業科目をまとめ、開講大学、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。

ウの場合は、対象となる単位互換の授業科目、あるいはプラットフォーム共同で学生に提供する授業科目について、複数の大学等が取り決めに基づき共同で利用する施設等（一部の教室等でも構わない）であること。一部の大学等の施設でも構わない。複数の大学等が授業を提供するために利用する施設であることとし、単に複数の大学等の履修者がいるのみでは該当しない。

当該施設において実施する、対象となる単位互換の授業科目や共同で提供する授業のうち、単一の大学（あるいは同一の法人内の複数の大学等）のみで提供しているものが75%を超えないこと。

ア～エのいずれも、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況が分かるもの、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

- ㉑ プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを実施しましたか。
- | | | |
|---|---|----|
| 1 | プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを2回以上実施した。 | 2点 |
| 2 | プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを1回実施した。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも当てはまらない。 | 0点 |

要件等： 「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

「SD」とは、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、FDに該当する研修は除く。

本設問におけるFD又はSDは、プラットフォームとして企画し実施するものであって、かつ、プラットフォーム外その他大学等も含めて広く展開するFD又はSDであること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑫ プラットフォーム内で教職員の人事交流を企画又は実施していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 地方自治体又は産業界等と大学等の間及びプラットフォームを形成する大学等の間で企画又は実施している。 | 3点 |
| 2 地方自治体又は産業界等と大学等の間で企画又は実施している。 | 2点 |
| 3 プラットフォームを形成する大学等間で企画又は実施している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「地方自治体又は産業界等と大学等の間の人事交流」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる、又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。

「プラットフォームを形成する大学等間の人事交流」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

いずれの場合も、受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑬ プラットフォーム内で、共同研究を実施していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 プラットフォームに参画する地方自治体や産業界等と共同で実施するプロジェクトをしている。 | 3点 |
| 2 プラットフォーム形成大学等間で共同で実施するプロジェクトをしている。 | 2点 |

3 上記のいずれにも該当しない。

0点

要件等： 本設問の共同研究においては、その研究の実施にあたりプラットフォームの決定は必要としないが、当該研究をプラットフォームにおいて把握していること。

本設問における共同研究は、1研究課題あたりの契約書等における規模が100万円以上のものとする。

研究の実施（着手でも可）が基準時点内に行われていること。

「1」の場合、プラットフォームに参画している地方自治体又は産業界等と大学等との間で実施する共同研究のプロジェクトとする。また、プラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等の研究員等と大学等の教職員が共同で研究するものであること。

「2」の場合、プラットフォーム形成大学等の間で実施する共同研究のプロジェクトとする。また、プラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、契約書、研究実施期間が分かるもの、紀要、プラットフォームでの確認内容が分かるもの等

㉗ プラットフォーム形成大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 共同利用している。 | 3点 |
| 2 共同利用していない。 | 0点 |

要件等： 教育もしくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからエの全てに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて取り決めがあること。

イ. 1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

エ. 施設・設備について、令和元年9月1日から令和2年10月31日までの間に共同利用の実績があること。

なお、施設について、同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているも

のとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、利用状況等が分かるもの等

⑳ プラットフォーム形成大学等において共同でIRを実施していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 実施している。 | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における共同で実施するIRとは、大学等の教育改革、教育改善につなげるために、プラットフォーム形成大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学修時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）が挙げられる。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

㉑ プラットフォーム形成大学等において以下の学生募集活動に係る取組を行っていますか。

- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
- イ 共同の高校訪問を実施している。
- ウ 共同の説明会を実施している。
- エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | |
|----------------------|----|
| 1 3つ以上実施している。 | 2点 |
| 2 2つ実施している。 | 1点 |
| 3 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： いずれの取組も学生募集に係る内容であることが確認できること。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑳ プラットフォーム形成大学等で特定の地域の教育支援活動を行っていますか。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 1 3校以上の大学等及び自治体又は産業界等が参画する合同の取組を実施した。 | 1点 |
| 2 上記に該当しない。 | 0点 |

要件等： 教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）あるいはその保護者を対象とす

る活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

「1」についてはプラットフォーム参画大学等のうち3校以上、及び地方自治体又は産業界等が参画する合同の取組であること。ただし、国公立大学等を含むプラットフォーム形成大学等の総数が2校の場合に限り、2校でも可とする。

学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等

⑳ プラットフォーム形成大学等において、共同の公開講座について実施しましたか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 10講座以上実施した。 | 2点 |
| 2 | 5～9講座実施した。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、正課外で、主として特定の地域の住民を対象とした事業とする。

共同の公開講座とは、複数のプラットフォーム形成大学等が連携して開設する共同の講座で、企画・立案をプラットフォームで行い、かつ、講座の実施にあたって複数のプラットフォーム形成大学等の教職員が担当するもの（リレー講座の場合等を含む）。講座数は、実際に実施した講座数とし、同一内容での複数回実施や、募集1回で複数回受講を前提とするシリーズ講座については、1回と数える。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉑ プラットフォームにおいて、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて、産業界等と共同で企画したうえで、プラットフォームを形成する複数の大学等が実施していますか。

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 企画のうえ実施した。 | 2点 |
| 2 | 企画している。 | 1点 |
| 3 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等： 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）

②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

③主婦・主夫

一連の共同プログラムとは、単発のセミナー等でなく、複数回の受講を前提として、複数のプラットフォーム形成大学等において共同で実施するプログラムを指す（複数回の受講を前提とするリレー講座等の場合を含む）。

「企画」については、プラットフォームに参画する産業界等と内容について協議した上で、複数大学等が共同で実施することを前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

③ プラットフォーム形成大学等において、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について企画又は実施していますか。

- | | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | プラットフォーム形成大学等の7割以上の大学等が参画して実施した。 | 2点 |
| 2 | 上記には当てはまらないが実施した又は企画している。 | 1点 |
| 3 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等： 本設問における取組は、プラットフォーム内の複数の大学等、及び地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等を指す。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

④ プラットフォーム形成大学等の中で、大学事務の共同実施をしていますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 実施している。 | 2点 |
| 2 | 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における大学事務の共同実施とは、備品の共同購入（1件500万円以上）、業務システム共同開発、共同の事務センターの運営（諸手当認定事務、共済事務、各種計算業務など一部の事務の共同実施なども含む）等。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの、請求書等

(プラットフォーム個別設問) (50点満点)

1. プラットフォーム内の役割

- | | |
|---|----|
| ① プラットフォームにおいて、地方自治体が参画する委員会等に参画していますか。 | |
| 1 自治体が参画する委員会等の長を担っている。 | 2点 |
| 2 自治体が参画する委員会等に参画している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 地方自治体とは、プラットフォームにおいて設定した「特定の地域」を指す。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。
地方自治体の担当者が委員等として参画する委員会等の協議体制において、当該大学等が委員長もしくは委員等として参画している場合とする。
対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等が分かるもの）等

- | | |
|--|----|
| ② プラットフォームにおいて、産業界等が参画する委員会等に参画していますか。 | |
| 1 産業界等が参画する委員会等の長を担っている。 | 2点 |
| 2 産業界等が参画する委員会等に参画している。 | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 産業界等とは、特定の地域に所在する商工会等の団体又は企業等とする。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。
産業界等の担当者が委員等として参画する委員会等の協議体制において、当該大学等が委員長もしくは委員等として参画している場合とする。
対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等が分かるもの）等

- | | |
|---|----|
| ③ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。 | |
| 1 申請取りまとめ校である。 | 2点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。 | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。
申請取りまとめ校は、本事業の共通部分の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行う大学等を指す。

基準時点： 申請時点

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ④ プラットフォームにおいて、当該大学等が事務局としての役割を担っていますか。
- | | |
|--|----|
| 1 当該大学等の教職員が事務局等の長を担っている。 | 3点 |
| 2 事務局に当該大学等の教職員が構成員として含まれている
又は委員会形式の事務局組織に当該大学等の教職員が委員として参加し
ている。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 「1」又は「2」の場合は、共通設問⑥において選択肢「1」又は「2」に該当した場合のみとする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、事務局又は委員会の構成員（委員）が分かるもの等

- ⑤ プラットフォームの各種取組等に関する、検討部会、ワーキンググループ等の組織において、当該大学等の役員又は教職員が責任者となっているものはありますか。
- | | |
|-------------------|----|
| 1 責任者となっているものがある。 | 2点 |
| 2 責任者となっているものはない。 | 0点 |

要件等： 本設問については、プラットフォームとして決定、実施する取組に関する検討部会やワーキンググループ等（例：FD・SD検討部会、共同IR検討WGなど）の組織の長を当該大学等の役員又は教職員が務めるものが該当する。責任者（組織の長）としての立場であるということが文書等で確認できること。単に取組に参加しているのみでは該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組に対する検討組織の体制が分かるもの等

2. 学内体制の整備

- ⑥ プラットフォームの中長期計画の内容を当該大学等の計画等に連動させていますか。
- | | |
|-------------|----|
| 1 連動させている。 | 2点 |
| 2 連動させていない。 | 0点 |

要件等： 「1」は、プラットフォームの中長期計画の内容を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに、文章で取組内容等について反映させている場合（数値のみでは不可）とする。計画等については、大学等が組織として決定しているものとする。文書等でプラットフォームの計画内容と大学等の計画等との関連性が確認できること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、大学等の計画等、プラットフォームの中長期計画等との関連性が分かるもの等

⑦ 共通設問②①のプラットフォーム共通の活動指標等に対応する当該大学等の個別の活動指標等の割合はいずれに該当しますか。

1	75%以上	3点
2	50%以上75%未満	2点
3	30%以上50%未満	1点
4	30%未満	0点

要件等： 本設問においては、共通設問②①で「1」「2」又は「3」に該当していることを前提とする。

共通設問②①で具体的な数値で設定している活動指標及びアウトカム指標（プラットフォームの中長期計画の内容又はプラットフォームとして決定した各種の活動指標）を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかの活動指標や数値目標等に反映させている場合について、設定しているとする。

プラットフォーム共通の活動指標の全体の数に対して、それぞれの内容に対応する大学等の活動指標や数値目標等がどの程度あるかの割合とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等

⑧ プラットフォームの取組に対応するための部署又は委員会等を当該大学等に設置していますか。

1	設置している。	1点
2	設置していない。	0点

要件等： プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っている部署を大学等に設置している、又は理事会・評議員会以外で同内容を行う委員会等を設置していること。

部署の場合は、組織規程等でその業務を実施していることが確認できること。他の業務も担当する部署も該当する。

委員会等とは、設置規程や理事会等における機関決定等に基づき設定された学内の会議体をいい、プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、事務分掌規程、組織図、委員会等の設置要綱、議事録等

⑨ 学生の特定の地域に対する理解を深めるために、特定の地域名を冠した授業や学生が主体的に地域に関わる授業など、特定の地域に係る正課の科目を年間8単位以上実施しています

か。

- | | |
|--------------------|----|
| 1 必修科目として実施している。 | 2点 |
| 2 必修科目ではないが実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。 | 0点 |

要件等： 令和2年度に使用するシラバス等において、地域に深く関連する科目であることが確認できること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

資格取得のための実習（臨床・保育・教育・調理実習等）は該当しない。

プラットフォーム共通で決定しているものに限らず、大学等独自の取組として展開しているものを含む。

基準時点： 令和2年度実施（予定）科目

根拠資料： 履修要綱、シラバス等

3. 中長期計画の取組への参画

※共通設問の3の取組内容について

⑩ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関する以下の取組に参画していますか。

- | | |
|---|----|
| ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。 | |
| イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。 | |
| ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）を利用した授業を実施している。 | |
| エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムを導入している。 | |
| 1 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑬で実施していることを前提とする。

アについては、当該大学等が授業科目の開発、提供双方に関わっていること。

イについては、共通のシラバスにおいて当該大学等が提供する授業の記載があれば「実施」とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況が分かるもの、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

⑪ プラットフォーム形成大学等の際の単位互換等に関して、当該大学等が提供している科目数はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 10科目以上 | 3点 |
| 2 | 5科目以上10科目未満 | 2点 |
| 3 | 1科目以上5科目未満 | 1点 |
| 4 | 提供している科目はない | 0点 |

要件等： 本設問においては、プラットフォームにおいて単位互換等について決定、実施していることを前提とする。

本設問における科目数は、単位互換科目として当該大学等が提供している科目の数及び当該大学等が他の大学等と共同で提供している科目の数とする。

令和2年10月31日までに、当該科目について履修登録等の案内まで行っていること。

基準時点： 令和2年度実施（予定）科目

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、履修者名簿、募集案内等

⑫ プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDに参画しましたか。

- | | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | プラットフォームとして主催したFD又はSDについて主担当として参画した。 | 2点 |
| 2 | プラットフォームとして主催したFD又はSDについて企画段階から参画した。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑭で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

単にFD又はSDに参加したのみでは該当しない。

「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

「SD」とは、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、FDに該当する研修は除く。

本設問におけるFD又はSDは、プラットフォームとして企画し実施するものであって、かつ、プラットフォーム外その他大学等も含めて広く展開するFD又はSDであること。

「1」の場合、当該大学等が実施責任者として参画、又は当該大学等が会場を提供していること。

「2」の場合、プラットフォームが実施したFD又はSDについて企画段階から参画していること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑬ プラットフォーム内における教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 地方自治体又は産業界等と当該大学等の間及びプラットフォームを形成する大学等との人事交流に参加している。 | 3点 |
| 2 地方自治体又は産業界等と当該大学等との人事交流に参加している。 | 2点 |
| 3 プラットフォームを形成する大学等間の人事交流に参加している。 | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑮で「1」「2」又は「3」に該当していることを前提とする。

「地方自治体又は産業界等と大学等との人事交流」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる、又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。

「プラットフォームを形成する大学等間の人事交流」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

いずれの場合も、受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

本設問の「参加」については、基準時点で実際に実施しているもののほか、実施を前提としたプラットフォームの具体的な取り決めの中で、当該大学等の教職員が人事交流の対象者として参加予定であるものや当該大学等が受け入れ予定であるものを含む。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑭ プラットフォーム内の共同研究に参加していますか。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 共同研究プロジェクトに参加し、リーダーを務めている。 | 2点 |
| 2 上記には該当しないが共同研究プロジェクトに参加している。 | 1点 |
| 3 参加していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑯で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

当該大学等の教職員及びプラットフォームを形成する他の大学等の教職員、又はプラットフォームに参画する地方自治体あるいは産業界等の研究員等が共同で研究するものであること。

研究の実施（着手まででも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、契約書、プラットフォームでの確認内容が分かるもの、紀要等

⑮ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 共同利用に供している。 | 2点 |
| 2 共同利用に供していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑰で「1」に該当していることを前提とする。

教育もしくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからエの全てに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて取り決めがあること。

イ. 1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

エ. 施設・設備について、令和元年9月1日から令和2年10月31日までの間に共同利用の実績があること。

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、利用状況等が分かるもの等

⑯ プラットフォーム形成大学等において実施する共同のIRに参画していますか。

- | | |
|------------------------|----|
| 1 共同IR活動に関する責任者を務めている。 | 2点 |
| 2 上記には該当しないが参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑱において「1」に該当していることを前提とする。
当該大学等が共同IRにおいて収集・分析等に携わっている場合に該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

⑰ プラットフォーム形成大学等における以下の学生募集活動に係る取組を当該大学等で行っていますか。

ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。

イ 共同の高校訪問を実施している。

ウ 共同の説明会を実施している。

エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 3つ以上実施している。 | 3点 |
| 2 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 3 | 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑲の取組をプラットフォームにおいて実施していることを前提とする。

いずれの取組も学生募集に係る内容であることが確認でき、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確に分かること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑱ プラットフォーム形成大学等における特定の地域における共同の教育支援活動に参画しましたか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 | 企画のみに参画した。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑳で「1」に該当していることを前提とする。

教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）あるいはその保護者を対象とする活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

プラットフォーム形成大学等のうち3校以上及び地方自治体又は産業界等が参画する合同の取組に、当該大学等が実施段階で教職員や学生の派遣などで携わっている場合は「1」、実施した活動に企画段階のみで携わっている場合は「2」とする。ただし、国公立大学等を含むプラットフォーム形成大学等の総数が2校の場合に限り、2校でも可とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等

⑱ プラットフォーム形成大学等が共同で開催する公開講座の実施に参画していますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 企画のみに参画した。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑳で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

基準時点に実施した共同の公開講座について、講座の実施にあたって当該大学等の教職員が講師等として担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）は「1」、企画段階で当該大学等が関わっていたのみの場合は「2」に該当する（本設問では企画のみで基準時点内に実施していない講座は含まない）。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉑ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて、産業界等と共同の企画又は複数大学等での実施に参画していますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 共同企画に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては共通設問㉒で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

「共同実施に参画」は、産業界等と共に企画したプログラムを複数の大学等と共同で実施するにあたって、当該大学等の教職員が講師等として担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）とし、「共同企画に参画」は、プラットフォームに参画する産業界等とともにプログラムを企画する段階で当該大学等が関わっている場合とする。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉒ プラットフォームで実施する、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組の企画又は実施に参画していますか。

- | | |
|----------------|----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 共同企画に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉓で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等の事業。

単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

⑳ プラットフォーム形成大学等間の、大学事務の共同実施に当該大学等が参画していますか。

1 参画している。 2点

2 参画していない。 0点

要件等： 本設問においては、共通設問㉔で「1」に該当していることを前提とする。
実際に当該大学等が大学事務の共同実施を行っていることが確認できること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの、請求書等

令和2年度 私立大学等改革総合支援事業 配点区分表

タイプ3「地域社会への貢献」プラットフォーム型

【共通設問】

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 プラットフォーム体制の整備	1	PF大学・自治体・産業界意思決定体制	1点	0点	-1点
	2	評価に係る仕組みの構築	2点	～	-1点
	3	自治体との包括連携協定・協議	3点	2点	0点
	4	産業界との包括連携協定・協議	3点	2点	0点
	5	PF形成大学間の定期的な協議	4点	2点	-3点
	6	中長期計画実施の事務局体制整備	2点	1点	0点
	7	検討部会・ワーキンググループ等の設置	1点	—	0点
	8	PF形成大学等の数	4点	2点	0点
	9	地域におけるPF形成大学等の割合	4点	～	0点
	10	自治体からの支援	3点	～	0点
	11	産業界からの支援	3点	～	0点
	12	教育政策や教育のあり方の協議	3点	—	0点
	13	地域のリスクマネジメント体制の構築	3点	—	0点
	14	地方自治体からの意見書の提出	2点	—	0点
	15	特定の地域を広域に設定	2点	—	0点
	16	個別設問調査票の提出状況	2点	—	0点
	17	産業界の複数参画	1点	—	0点
小計		43点			
2 中長期計画等の	18	個別事業や取組の詳細の公表	0点	—	-3点
	19	ロードマップの作成・公表	1点	0点	-3点
	20	学術分野マップの作成・公表	0点	—	-3点
	21	各種課題に対する数値目標の設定	4点	～	0点
	22	評価に係る情報の公表と報告会の実施	2点	1点	-1点
小計		7点			
3 中長期計画に関する個別取組内容	23	単位互換等の取組	4点	～	0点
	24	共同のFD・SD	2点	1点	0点
	25	教職員の人事交流	3点	～	0点
	26	共同研究	3点	2点	0点
	27	施設・設備の共同利用	3点	—	0点
	28	共同IRの実施	2点	—	0点
	29	学生募集活動に係る取組	2点	1点	0点
	30	地域の教育支援活動	1点	—	0点
	31	共同の公開講座の実施	2点	1点	0点
	32	社会人のキャリア形成のためのプログラム	2点	1点	0点
	33	就職促進の取組	2点	1点	0点
	34	大学事務の共同実施	2点	—	0点
小計		28点			
合計		78点			

タイプ3「地域社会への貢献」プラットフォーム型

【個別設問】

設問		回答			
		実施	一部実施	未実施	
1 プラットフォーム内の役割	1	自治体と合同の委員会等への参画	2点	1点	0点
	2	産業界と合同の委員会等への参画	2点	1点	0点
	3	申請取りまとめ校	2点	—	0点
	4	事務局としての役割	3点	2点	0点
	5	取組責任者の有無	2点	—	0点
	小計		11点		
2 学内体制の整備	6	PFの計画と大学等の計画の連動	2点	—	0点
	7	PFに対応する大学等の数値目標	3点	～	0点
	8	PFに対応する部署・委員会の設置	1点	—	0点
	9	地域に係る正課の科目	2点	1点	0点
	小計		8点		
3 中長期計画の取組への参画	10	単位互換等の取組	4点	～	0点
	11	単位互換提供科目数	3点	～	0点
	12	共同のFD・SD	2点	1点	0点
	13	教職員の人事交流	3点	～	0点
	14	共同研究	2点	1点	0点
	15	施設・設備の共同利用	2点	—	0点
	16	共同IRの実施	2点	1点	0点
	17	学生募集活動に係る取組	3点	2点	0点
	18	地域の教育支援活動	2点	1点	0点
	19	共同の公開講座の実施	2点	1点	0点
	20	社会人のキャリア形成のためのプログラム	2点	1点	0点
	21	就職促進の取組	2点	1点	0点
22	大学事務の共同実施	2点	—	0点	
小計		31点			
合計		50点			

私立大学等改革総合支援事業委員会について

令和 2 年 5 月 1 8 日
文部科学省高等教育局長決定

1. 趣 旨

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、役割や特色・強みの明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」における支援対象校の選定等に係る調査審議のため「私立大学等改革総合支援事業委員会」を開催する。

2. 調査審議事項

- ・ 支援対象校の選定方針に関する事項
- ・ 支援対象校の選定に関する事項
- ・ その他必要な事項

3. 委員会の構成等

- ・ 委員会の構成は別紙のとおりとする。
- ・ 委員の任期は原則 2 年間とし、再任を妨げない。
- ・ 必要に応じて、別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ・ 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- ・ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。
- ・ 委員会に、調査審議を分担させるため必要な部会等を置くことができるものとする。

4. 守秘等

- ・ 委員等は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならないものとする。

5. その他

- ・ 委員名簿は任期満了まで非公表とする。
- ・ 委員会の庶務は、高等教育局私学部私学助成課において処理する。
- ・ その他委員会の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。